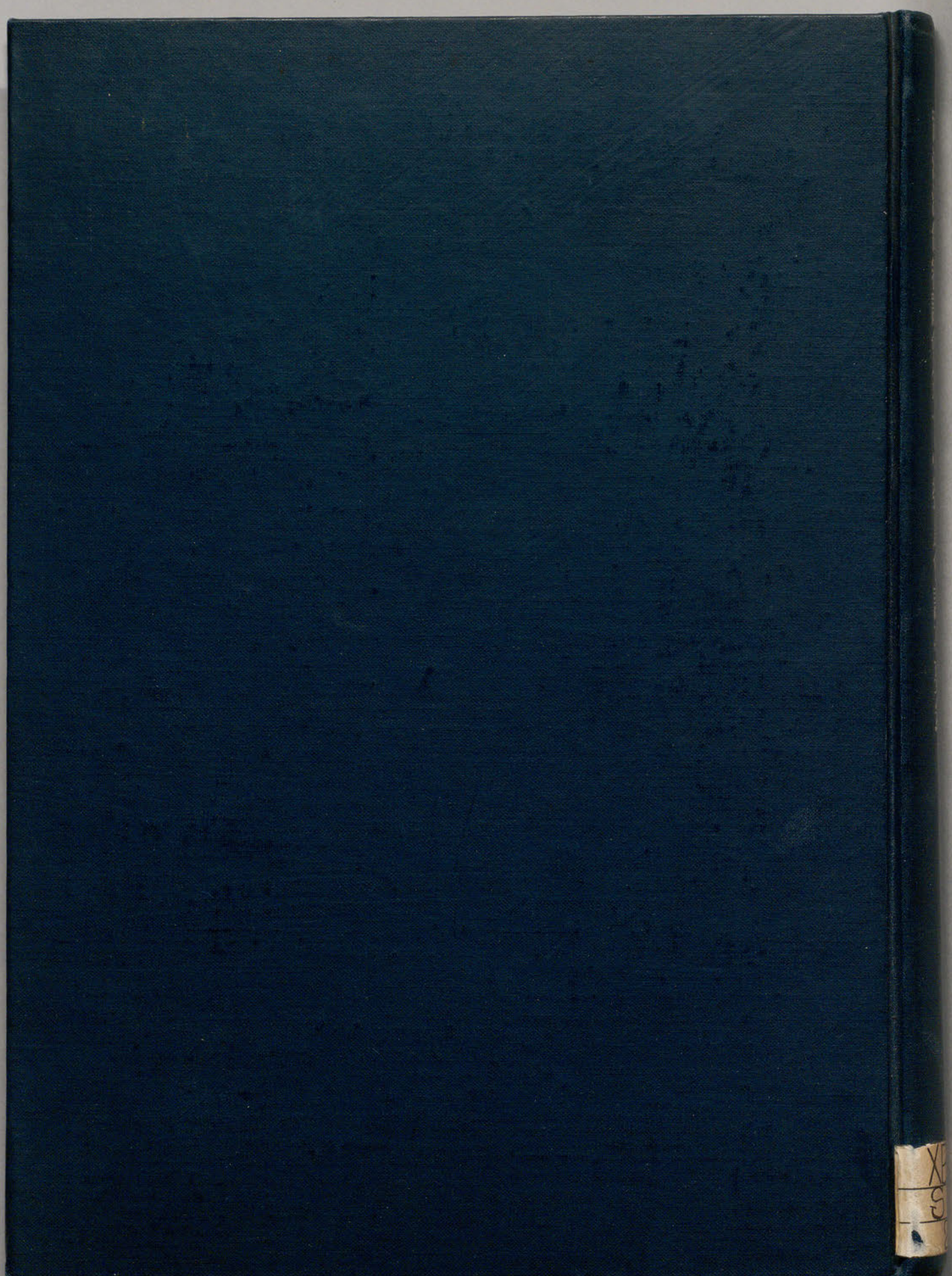
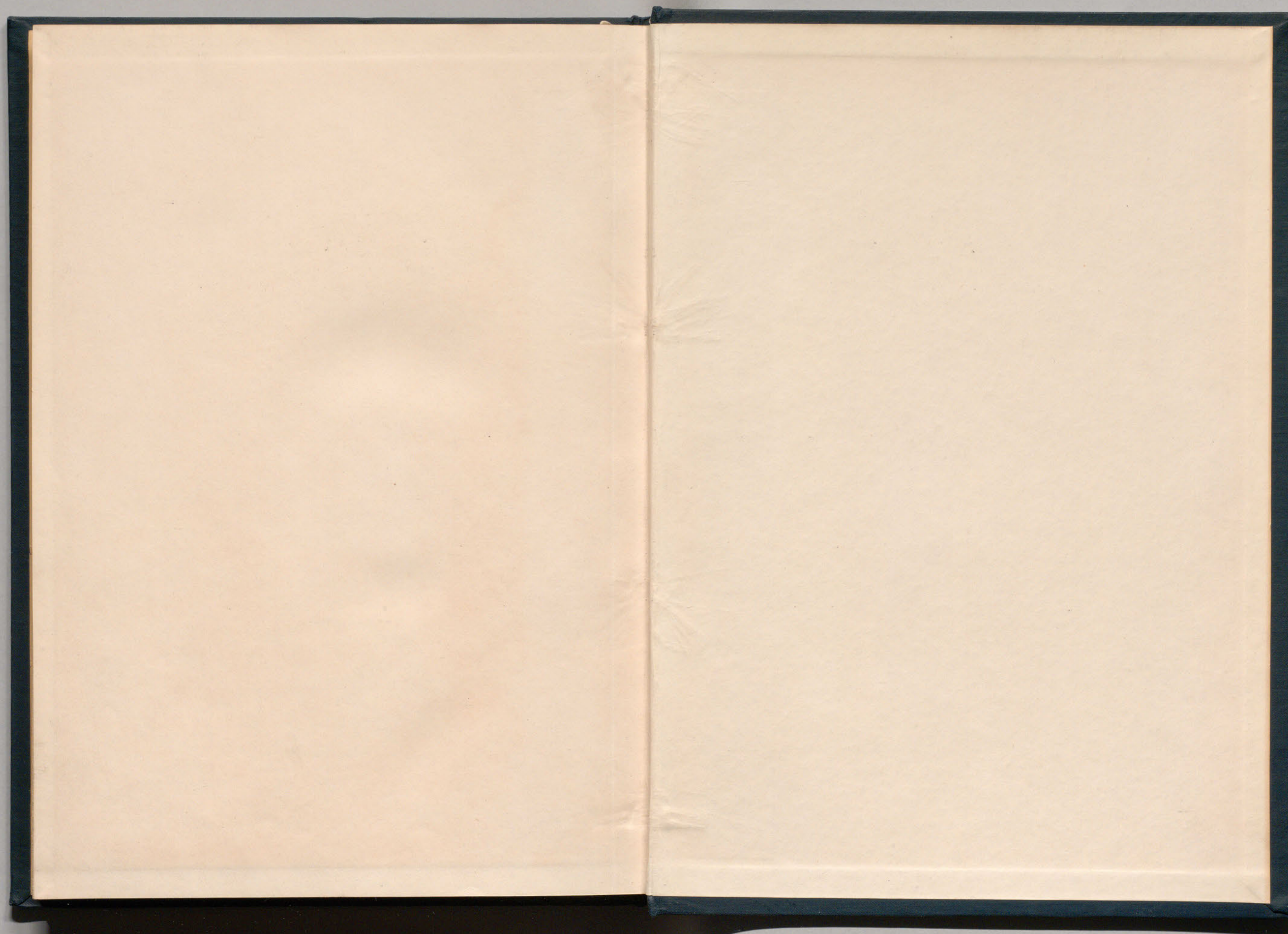
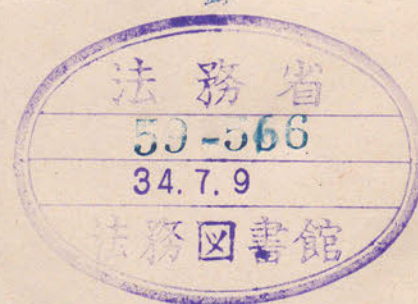








司法法制審議會才一小委員會議事要錄



才一小委員会審議經過表

才一回 (七月 十二日) 檢察庁は独立した官庁とするかについて、
 才二回 (七月 十六日) 最高裁判所の構成―管轄―裁判官等及び下級裁判所の種類について、

才三回 (七月 十九日) 刑事局試案「簡易裁判所」について、
 才四回 (七月 二十日) 民事局試案「簡易裁判所」について、
 才五回 (七月 二十三日) 所謂「司法委員」制度の是非について、
 下級裁判所の管轄―裁判官等について、

才六回 (七月 二十四日) 檢察庁設置について、
 才七回 (七月 二十六日) 検事の任期について、
 行政訴訟事項の範圍―構成等について、

幹事会 (七月 二十七日)
 才八回 (七月 三十一日) 行政裁判の裁判管轄―訴訟手続等について、
 裁判所法中裁判官の罷免機關―懲戒制度―裁判所の予算等について、

XB230
 S 12
 2

才九回 (八月 二日)	裁判所の国民審査法―判事弾効法等について、行政訴訟要綱案について、
才十回 (八月 三日)	刑事局試案裁判所法中―參審制採用方針について、
才十一回 (八月 七日)	裁判所法中―最高裁判所關係部分について、
才十二回 (八月 八日)	裁判所法中―才十一回未了の部分全部について、
才十三回 (八月 九日)	檢察庁法裁判官彈効法、裁判官国民審査法について、
才十四回 (九月 九日)	才一小委員会關係法案の答申案決定について、

○昭和二十一年七月十二日開催司法法制審議會才一回才一小委員会議事要録 於司法省會議室

(席上配布書類)

一、裁判所構成法につき考慮すべき問題

二、臨時司法制度改正準備協議会における意見の概要

(出席者) 別紙記載の通り

午後三時三十分開会

樺田主査 挨拶の後小委員会委員に飯沼内務次官及谷川警保局長を、幹事に岡田警務課長を夫々追加任命せられましたから報告致します。

先ず本日は裁判所構成法を中心として審議願います。

吳野委員 審議事項につき委員幹事より特に指名して分担を定め、当該委員幹事において、分担事項につき案を、起草せられて小委員会に提出願うことに致しては如何ですか。

牧野委員 当会議においては、先ず、先決問題として憲法の根本精神につき、攻究を為すことが必要であり、如何なる事項が新憲法施行上問題となるのかを決定しなければ

はならないと思います。

梶田主査 内閣の臨時法制調査会においても、その点論議されたのですが、この会議では新憲法施行に必要な法律の制定改廃のみに審議の範囲を細めて、審議する方針であり、これに裁判所構成法関係があるのです。

牧野委員 臨時法制審議会の時は、例を設けて、説明を願いましたが、そうでないと思想的の要点が掴めなく何にか掴む処がないと困ります。新憲法は司法制度改正に何を要求しているのか、何にか拠り所を示して貰いたいと思います。

佐藤委員 新憲法の要求している核心に触れているかどうか確信はないが、諸法制の立案に時間的制限があり、短期間に皆さんの御意見を承つて処置せねばなりませんので、新憲法に依り制定、改正すべき点は考えております。こう云う点は改めねばならないだろうと考えた事項は一応印刷してあります。

牧野委員 根本精神の学問的論議は別として、社会的の世論としまして、左様な項目は是非お示し願いたいと思います。

坂野委員 この委員会は憲法改正に依る必要限度に於ての制定、改廃を為せば足りると申しますが、新憲法はとの程度のもを要求していますか、その点を明らかにして

頂きたいと思います。

梶田主査 新憲法がどう云う方向に向つていきますか、本省側より案を出して頂きます。

田多井委員 改正憲法の最も重大な問題は（主権在民）の問題で、諸法を制定致します上に、主権在民の憲法の根本精神を明白にして置いて頂きたいと存じます。

奥野委員 改正憲法に於て、裁判所構成法上考慮すべき事項はこれを調査印刷してありますが、一応御説明申し上げます。

（別紙民事局印刷に係る、裁判所構成法につき考慮すべき問題につき説明す。）

梶田主査 奥野委員の説明に依り新憲法に依り問題となるべき点は網羅せられてありますので、大体この順序で審議を進めて頂きたいと存じます。

検察庁の問題は裁判所構成法により分離すべきか、どうか検察庁の方は別に委員を定めて、審議しては如何でしょうか。

牧野委員 当局に立案ができていますのですか。

佐藤委員 昨年（藤）の議会后岩田司法大臣の当時人権擁護の為一ヶ月位で改正要綱を起草しました処、改正憲法の草案が示されましたので、新に案を作らねばならないことになりましたから現在草案は出来ていません、皆様の御意見を承つて至急立案する

考えてあります。

牧野委員 本省の案は、在野の方の案と見合せて決めては如何でありますか。

栗林幹事 日本の従米の制度は行政と司法とが完全に分離していいと云うことが、重要な問題と存じます。

梶田主査 裁判所構成法と分離して決めては如何ですか。

田多井委員 分離することに賛成。

多数 分離に異議なし。

梶田主査 裁判所から検事局を分離する御意見が圧倒的ですが他に御意見がありますか、本問は既に論議もつくされている古い問題でありますから、今此処で決定致したいと存じます。

谷村委員 分離の問題は朝野に於ける多年の問題で本省の意見としても司法調整審議会に於て、分離すべしと云うことになりました。議会に於ける司法部の意見としては、重大なる問題につき、司法制度改正委員会を設け協議の結果分離すべしとなりました。

牧野委員 検察庁を分離するかどうかと云うことが才一の議題ですが、現行制度を改め

て、實際独立させるかどうか、これは在野に於ては、検事局が裁判所に附置されているので、この字句が問題となるのではありませんか、形式上は法規を別にすれば社会の誤解を解くと云うだけで、従つて分離は形式上の問題に過ぎず、実体上は変りないではありませんか。

佐藤委員 分離は年来の問題で、前に案を作り枢密院に持つて行きました机、門前で却下され、現在に及んでいる次第であります。私も今では牧野委員と同感であります。

分離は社会が裁判の独立を図り、裁判所と検事局が一緒になつてゐることは、世間の司法に対する誤解を招くことになるから、これを解くと云うことにあるので、反対に分けることに依り不利の結果になりはせんかと恐れております。各位の忌憚ない御意見を承りたいと存じます。

栗林幹事 日本弁護士会を代表して申し上げます。裁判所と検事局が一体となつてゐることは民主主義の精神に副はないと云う理由で分離することに意見が一致しています。我国では裁判官が社会的に尊ばれていないと云う点からしても、裁判官が喜ばないで、公平に審理せねばならないので、殊に官僚に対する裁判は分離しなければ完

全に行はれないと存じます。

田多井委員 帝国弁護士会でも分離と云うことに意見が一致しております。

牧野委員 裁判所構成法の条文でも、判事、検事と云い検事を判事より感じの上で低いものになっているので、現在の裁判所構成法の運用については、考慮しなければならぬ点が多々にあるが、検察庁を独立させる程の実体的理由は無いのではないかと思はれます。

梶田主査 分離問題即決に異議ありませんか。

多数委員 異議なし。

牧野委員 検察庁を独立法規とすることですね。

梶田主査 そうです。分離に異議ある方は起立願います。

起立者なし

では検察庁法を独立の法律として制定することに決定しました。

牧野委員 先程奥野委員の申された審議問題に関する「クエッションネヤー」の印刷物の配布をお願いします。

奥野委員 特に委員を選び、裁判所構成法と検察庁法について夫々「クエッションネヤ

ー」を作成すること致しては如何ですか。民刑両局で「裁判所構成法につき考慮すべき問題」を印刷したものがありますから細配布申し上げます。

梶田主査 次回は今配布になつた問題について、その記載してある順序に従つて審議することに致したいと思います。

本小委員会は、週に二回火曜日及び木曜日に開催することとし、次回は来る十六日午後一時三十分より開会することとして細差支えありませんか。

全委員、幹事、差支えなし。

午後四時五十分散会。

出席者

梶田主査	坂野委員
沢田委員	佐藤(博)委員
谷村委員	宮内委員
佐藤(藤)委員	今枝委員

北野 藤馬 倉西
川口 浪場 本村
書 書 書 書 書
記 記 記 記 記

根丸 三堀 中内 國宗 鯨島
鎌田 牧田 兼子 末延 日銀
多 井 野 中 子 延 銀
委 委 委 委 委 委 委
員 員 員 員 員 員 員
幹 幹 幹 幹 幹 幹 幹
事 事 事 事 事 事 事

五鬼 河本 石田 赤木 柳川 小沢 内藤 野木 勝田 栗林 小林 正木 今藤 西沢
幹 幹 幹 幹 幹 幹 幹 幹 幹 幹 幹 幹 幹 幹 幹
事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事

○昭和二十一年七月十六日開催司法法制審議会才一小委員会（才二回）会議議事要録

（席上配布書類）

臨時司法制度改正準備協議会議事についての各委員の意見（昭和二一、七一三 民事局印刷）

（議事概要）

午後一時開会

梶田王査 本日は前回会議の際配布の「裁判所構成法につき考慮すべき問題」に基づいて、それに揚げてある順序に依り審議を為すことと致度。八月二日総会に小委員会から審議の中間報告を為す必要上審議事項は大体三回程度の会議で一応終了して、起草専門委員に草案の作成を一任し、その草案を本小委員会で審議することとして審議の進捗を図り度。

本日配付の臨時司法制度改正準備協議会に於ける各委員の意見を参考にせられ、既に、右協議会に於ける意見と重複的意見の開陳は審議の促進上これを避くることと致度。

○最高裁判所の構成（判事の員数及部の設置）に関する問題

田中委員 最高裁判所は、現在の大審院とは別個にその上に新設する趣旨なりや又は大審院を最高裁判所とする趣旨が憲法の趣旨は奈辺に存するものなるや。

王査 現在の大審院と最高裁判所は同一性質のものかどうか、兎に角、改正憲法による最高裁判所について審議するのである。

鎌田委員 改正憲法の建前は現在の大審院と最高裁判所は別のものであり最高裁判所は違憲事件のみを審理する機関とする趣旨ではないかと思考する。この点についての司法省の意見を承り度。

主査 最高裁判所においては違憲事件の外、民刑事件等も審理することとすべきかどうかと云うことも茲で審議したいのである。

奥野委員 新憲法才七十七条才一項では最高裁判所は終審裁判所であることが規定せられ才二項では違憲事件を審理することが規定せられて居るが民刑事件等については明定せられていない。然し才一項の規定や、裁判所は最高裁判所と下級裁判所に分れてゐることに照すときは違憲事件のみでなく民刑事件等をも審理すべきであり、一般事件の終審をやらなうと云うことは寧ろ違憲になるのではないかと云う考え方さえも存する位である。

新憲法才百条の現任裁判官の地位に関する規定との関係から見ても最高裁判所は大審院に該当するものと思考する。

田中委員 民刑事件等の終審をもやるとすると事件が多くなるから裁判官の員数は九名乃至十六名程度では到底処理が出来ないのでないか、九名、十六名説は審級の二審制を採ることを前提としての意見であらうと思考するが如何、現在の大審院の上に最高裁判所を設けると云うことは、考えないか。

奥野委員 現在通りの管轄事件を持たせると六十名或はそれ以上の裁判官が必要になるのであるが、新憲法による最高裁判所と云うものは、極めて高度の国家機関であつて其の威厳保持の爲めにも最高裁判所裁判官は親任級の者を以てこれに充てる關係上そう多数の裁判官を置くことは出来ない關係に在る、要するに裁判官の員数と管轄事項とは相關聯して考慮せられなければならない。

大審院の更に上に最高裁判所を置くことと云うことは現在の枢密院を最高裁判所にした様なものになる。

佐藤(博)委員 新憲法才七十七条から考えて違憲事件のみでなく一般事件の終審もやるべきであると思考する。

主査 新憲法による最高裁判所は従来の大審院と異り、政治的性格を有する機関であり、政治的に觀察すれば最高裁判所は国会や行政機関を或る意味で監督すると云うことになる。

兼子委員 最高裁判所への上告理由を憲法違反、一般の法令違反、判例違反に限定すると、大体二審制になることになるが、控訴院判事の資格を高くすれば裁判が粗末になる事はないから、あながち三審制に固執する必要はないと思考する。員数は院長一名、判事十名程度が相当であろう構成はフランスの例もあり三人一組として、グループを作りそのグループでは豫審的な審理を為すこととし裁判は、六、七名で構成される聯合部とでも云うべき本法院に於て為すこととしては如何。

主査 兼子委員の意見は大体に於て大審院側の意見と同様である。

奥野委員 事案審の点は何うするのか。

兼子委員 控訴院は一審の続審と考えるから、控訴院でも事案審をやることになる。

坂野委員 一般事件の終審の審理をすることは考えて居ないが上告理由を違憲、法令違反、判例の違反のみに制限するのは稍狭い様に思考する現在の再審事由も上告事由に加えるのがよくないかと考える、そうすると十六名位が適当でないかと思考する。

佐藤博委員 内部組織を分けて違憲事件のみを取扱かうところとこれに属する裁判官は国民審査を受ける、一般事件を取扱うところ、これに属する裁判官は国民審査を受けないとの二にすることは如何か。

主査 大審院側に於ては、憲法部、民事部、刑事部、行政部を設ける意見であるから佐藤委員の説と同様である。

奥野委員 最高裁判所裁判官であり乍ら国民審査を受ける者と受けない者があると云うことは憲法上許されないのではないか。

鎌田委員 戦時民事特別法では二審制になつていたが、これは戦時中であるから国民も我慢したのである。民主主義の新憲法の下では、三審制を採用を可とする。現在通り三審制として新たに違憲事件の審理をも為すことにすれば、よい、最高裁判所の地位を高めるがために二審制を採用と云う機なことは養成出来ぬ。

奥野委員 現在でも事案審は二審限りであり上告審は法律審のみである。結果に於ては上告理由を憲法違反に制限したに過ぎないのである。

田多井委員 最高裁判所の事件を少くする為めに二審制を採用すると云う事になるが、事件を少くすると云うことよりも国民の司法に対する信頼の保持、国民の正義感を

根本問題として審級問題を議して戴き度、恐らく三審制でなければ国民の満足を得ることは困難と考える。

主査 事実審は現在も二審限りであり、法律審の最終審の機能を果たすことについては現在も新案も変りがないのではないか。

佐藤博委員 重大な事実誤認も最高裁判所に上告出来ないことは国民の司法に対する信頼を薄めると思う。

佐藤藤委員 現行通り事実審もやり、民事、刑事、事件の外新たに違憲事件、行政事件も審理することになれば事件が増大して到底少数の裁判官では扱い切れないことは明白である。

翻つて考うるに審級の多いこと必ずしも司法の適正と比例するものとは即断出来ない。裁判官の素質を向上すればよい裁判が出来国民の裁判に対する信頼を得られると思う。

最高裁判所で事実審もやることは新憲法の期待する非常に高度の国家機関たる機能を果たすことを困難たらしむる慮が充分ある、殊に最高裁判所では下級裁判所の人事迄もやるのであるから事件が増加して到底処理出来ないことになるのではないか。

佐藤博委員 左程事件が多くなるとは豫想しない、人事関係は長官がやるので他の裁判官の負担にはならぬ。

事実を度外視した審理は本当の裁判とは云えない。

主査 法律審と云つても実際は、所謂実験則に基づいて裁判するのであるから全然事実を度外視する訳でなく、事実審をやるのと大した変りはない。

栗林幹事 員数については新憲法七十五条の規定があるところであるが、法律の規定の運用は実際上理想的には行はれ難いし自然淘汰もあるから員数は多い目にして優くを可とする。

その意味で二十一人位としこれを三部位に分けることにするのが理想的と考える。他の先進国では既に当然のこととして行はれておる制度が今度我国で取り上げられるに過ぎないではないか。

主査 枢密院は二十四人である。枢密院は天皇の諮問機関であり新憲法の下に於ける最高裁判所は国民が違憲事件や法令違反事件を訴える民主的な国民の機関である。彼此対照すれば枢密院と同じ位の員数がよいかとも思う。

兼子委員 諮問機関と裁判所とは、同一に論ずることは出来ない、新憲法では、最高裁

判所裁判官の少数意見の発表と云うことも考慮せねばならない。

有馬臨時法制審議会才三郎会長 司法制度改正準備協議会に於ける委員の意見では調査官を設置する意見もあるから、附屬機關設置の点も併せて附議せられ度。

主査 附屬機關に付ても審議することとす。

上告事件は、實際上違憲事件として上告されて来る訳ではなく一般事件の上告事件中に違憲の点を含んでおるのである、その上告理由中民事刑事關係の部分は民事、刑事各部で審理し、憲法違反の部分だけを憲法部で中間判決的に審理することとすべきか又は、特に憲法部は設けずに違憲事件は聯合部で審理することとするを可とすべきか。

兼子委員 憲法部と云つた特に極まつた部は設けぬを可とすべし。

奥野委員 十六名の裁判官に三名の調査官を附する位では事件が賄い切れまいと思う。

日銀委員 調査官の法律上の性質如何、行政事件は相当多数に上ることを豫想せられるから、賄い切れぬと思う。

主査 調査官とは裁判官ではなく、下調べをする補助官である。

有馬才三郎会長 最高裁判所判事の数は少くして、補助官として下級裁判所判事を多数

置いて事件を処理せしめては如何。

主査 大審院としては、裁判官の数の大体倍程度の判事補とでも云つた所謂補助官を附置して事件の下調べ乃至前提的処理をやらせる意見である。判事補と云う名称は、或は、適當でないかも知れないが、適當な名称があれば、変更したい、判事補の資格としては控訴院判事を長年やつた者か控訴院部長級の者としてたい。

細野大審院長 梶田主査の述べられたところを補足的に説明する、大審院に於ては三、四回会議を開いて意見をまとめたが未だ確定的意見を得るには至っていない。大体の意見としては、大審院判事の数を増加することについては各国とも困却してある実状である財政上の理由等で、多くは出来ないものである。所謂立法司法行政の三権分立は米國が最も完全に行はれておると云つてよいと思う。英國に於ては補助官が或る範圍内の事件を実際取扱つておる様である。

大審院としては、判事補とでも云つた補助官を置いて、補助官の資格は、控訴院判事で将来大審院判事に為る様な者とし、これにある程度裁判もやらせられる様な強力な補助機關とする意見で、單なる行政的機關と解されるおそれがあつては困るので一応判事補と云う名称を使用した。

鎌田委員 最高裁判所の裁判官はそう多く置けないから隠して判事補と云つた補助機関を設けて事件を処理させるというのは、どうかと思う。

小林幹事 補助官は恒久機関か、臨時に設置できないか。

未延委員 事案審は二審限りでよい。

最高裁判所判事は九名とし、調査官はプライベートな助手的なものとし、寧ろ高級者よりも餘り高級でない者とした方がよいと思う。

高級者を補助機関にすると裁判官がロボット化する傾向になることをおそれるからである。事実誤認の点は最高裁判所で審理する必要なしと思考する。最高裁判所は非常に高層のものとし、裁判官の数は、少くした方がよい。

民刑事件の上告については、控訴院で特定の事件毎に上告を許したもののについてのみ最高裁判所で審理することとしては如何。

佐藤 委員 大審院の意見の如く、民事、刑事、行政の各部を設ける案は、従来往々各部で前判例と喰ひ違つた判決があつて困つてゐる実状であるから、将来この弊を是正するため最高裁判所の構成は複数とせず、単一の部とした方がよいと思考する。

出多井委員 国民の信頼出来得るだけの組織と裁判官数とせられんことを望む、栗林幹

事の意見に賛成なり、裁判官二十一人に院長一人とし四部に分ち、一部を五名とする。

佐藤委員 大審院意見の如く十六名とせば管轄は如何なる程度とするを相当とするや。
主査 事案審は二審限りとし、法律審は三審とするがずつと制限して、判例違反、控訴院に於て判決の主文で上告を許したもの、国家その他の公法人を当事者とするもの、死刑、無期懲役に該るもの、大体こんな程度である。

田中委員 新憲法の明うところは、最高裁判所を従来の大審院とは非常に性格の變つたものとする趣旨ではないかと思う。国会、内閣に對立する、高層の國家機關であるから裁判官は所謂法律家だけでなく、政治的に相當の地位に在る者をも加うべきである。

全員九名中六名を法律家とし、三名は法律家以外の者としては如何。

主査 田中委員の説では最高裁判所は、民事、刑事及び行政事件も審理するのか。

田中委員 然り。

小林幹事 下級裁判所については、合議制か単独制かの問題が提示されているが、最高裁判所についてはこの点問題にせられていない様である、この点については審議せ

られざるや。

主査 その点は、最高裁判所判事の少数意見発表の問題審議の際審議をなすべし。

○任用資格、定年、報酬に関する問題

主査 別段取りたてて御意見なきを以て起草委員に一任し、起草委員の作成した草案を更に本小委員会に附議することと致度。(異議なし。)

定年及び報酬の点について御意見ありや。

坂野委員 報酬は一本にしてしまふ法律で明定し、進級を認めず院長は職務俸とするを可とする。詳細の点は起草委員に一任する。

小林幹事 報酬額は構成法中に明定するを可とするイギリスの立法例も、構成法に明定されている。

主査 起草委員に任せることと致度。

○最高裁判所判事の裁判に於ける少数意見の発表、裁判官に対する国民審査の問題
末延委員 下級裁判所に於ても裁判官の少数意見の発表を認められ度。

少数意見の発表は希望により判決書中に記載し得ることとするを可とす。

奥野委員 台議の秘密は撤廃することになるか。

有馬才三郎会長 台議は公開すべきことを望む。弁護士も公開の席に入れることにして、法廷等で公開的に台議すればよいとは思ふ。批評は出来ないが、公開の席に列することを得しむるを可とする。何んでも、合議室へ入り度ければ入れることにする。

奥野委員 台議は当事者に通知するのか、法廷で台議することは実際の運用上実行困難ではあるまいか。

小林幹事 所謂合議制でやるべきものではない、各自が独自の意見を述べるのである、少数意見は官報か公報に掲げることにするを相当とする。

末延委員 米田あたりでも各判事が一人一人意見を述べて台議をするが、各自の意見は別段判決書に記載しない。小林幹事の云はれるところは、實際上台議と余り変りはないのではないか。

主査 本問題は留保問題とし、考慮して置いて戴くことと致度。

○附屬機関に関する問題

主査 下級裁判所判事の人事、ルールメーカー・パワーの件については最後決定権は何人が有することとすべきか。

五鬼上幹事 「その他の事務」中には会計事務も入るか。

主査 入らぬと思考する。

小林幹事 「諸規則」とは新憲法才七十三条の訴訟に関する規則のことか（主査然り）

然らば「処理すべき機関」に弁護士等からも委員を出すこととする等、何等かの方法で在野法曹の意見参酌の途を拓かれ度。

主査 諮問機関として考慮することとしては如何。決定は、総会で為すか又は部長会議で為すを可とすべきか。

栗林幹事 民主主義の新憲法の下では総会でやる事が絶対必要である。

主査 この程度で詳細は、起草委員に委ねることと致度。

○名称に関する問題

坂野委員 「最高裁判所」で可なり。

主査 我國の伝統もあり、「大審院」のままで差支ないのではないか。

奥野委員 新憲法の条文に於ては「最高裁判所」は普通名詞と固有名詞が一緒になつてゐるものと解せられる「最高裁判所」以外の名称を使用することは憲法違反になりはしないかとの説さえある。

主査 宿題と致度。

○下級裁判所の種類及び審級に関する問題。

主査 行政事件を普通裁判所で審理するか何とかなの問題は、後で審議することとし、他の点につき答覆を為すことと致度。

兼子委員 判事の素質を高めて、地方裁判所、区裁判所の区別を撤廃し単独制の才一審裁判所とし、補佐官を置くことを得るものと為す。

鎌田委員 簡易裁判所を設けることになるならば兼子委員の説に賛成なり。

佐藤(藤)委員 簡易裁判所設置については少くとも現在警察署で処理しているような極めて簡単な事件を簡易な手続で処理する裁判所を設けたらどうかと考えている、刑事関係では、警察署の数、民事関係では登記所数程度の裁判所を設けたらどうかと思う。

判事の質を向上する為めに豫備判事期間を非常に長くすることも考えている。

次回会議に簡易裁判所設置についての刑事局試案を印刷御提示致すべきにつき、急速に御審議煩し度

野本幹事 警察署数は全国で約千百、登記所は約二千である。

主査 本日はこの程度で散会することと致展

同、GHQより注意ありたるを以て本審議会に於ける議事はその承認ある迄は発表を差控えられ度。

次回会談は本月十九日（金）午後一時三十分より開催に決定。

午後四時四十分散会。

○昭和二十一年七月十九日司法法制審議会才三回才一小委員会部事要録 於司法省会議室
（席上配布書類）

一、簡易裁判所規定試案（刑事局印刷）

（出席者）別紙記載の通り

午後二時開会

梶田主査 本日は刑事局提案にかかる簡易裁判所規定試案を御覧に供します、本案は従来警察署で取扱つていた違警罪即決例を廃止し全国警察署単位に簡易裁判所を設置しこの裁判所をして右事件を取扱はしめる案であります、前回区裁判所を昇格して地方裁判所とするとの意見がありましたかそうするとその数は全国で約「三〇〇」できますので尚その上多数の簡易裁判所を設置することが出来るかどうか先づ設置の成否と先決問題として御審議を願います。

佐藤（藤）委員 簡易裁判所規定試案につき説明致します。

この前才三小委員会の意図に依りますと人権保障になる違警罪即決例は之を廃止し総べて、裁判は憲法の示す公開の法廷で行うべきであるとの意見もあり、本試案を作つたのであります。尚これには現在区裁判所で取扱つている略式裁判も公開とし

て簡易裁判所で取扱つては如何かと思ひます。取急いであり案としては未熟であり
ますが、各事項御検討の上忌憚なき御意見を承りたい。

梶田王査 物資の關係があり斯様に沢山の簡易裁判所が設置できますか。

佐藤(藤)委員 物資の關係上困難ではありますが、現在刑事事件の九割を占めている、略
式、違警罪即決を改正憲法の示す様を公開裁判をやるには試案の如き他には適當な
方法はないと思はれます。

牧野委員 在野法曹の方には何にか別案でもありますか。

梶田委員 在野法曹としては、本案は裁判の民主化を主眼として立案されたもので賛成
であります、この際民事の方も考えて頂きたい。

奥野委員 民事局としても簡易裁判所ができれば督促和解、非訟等取扱う様腹案があり
ます。

梶田王査 この際は物的の關係もあり差当り刑事關係のみにして置き民事の方は後から
附加えるとしては如何ですか。

牧野委員 物的問題もありましたが、民事局の方にも案があるのでは、民刑一緒に設
けるべきと思ひます。

佐藤(博)委員 刑事のみでは効果が無いので、民刑一緒に設けるべきです。

奥野委員 物的設備の点は一時警察署か又は広い登記所を利用して間に合ふと思ひま
す、そして上訴は地方裁判所―控訴院となれば心配ありません。

佐藤(藤)委員 警察署で取扱うのは如何かと思ひ差当りは銀行又は会社の建物を借りて取
扱つてはと考えております。上訴の点は国民の利便を考慮し、地方裁判所で止め法
律關係のみ大審院へ行くことにしたいのであります。

牧野委員 在野では調停裁判に関し非難の聲がありますがこれは調停の原則をはずれた
為ではありませんか。

奥野委員 牧野委員の御意見通りです。

田多井委員 全部か一部か解りませんが始め調停に反対であつても、双方説得して調停
成立を強いる為と思はれます。

畔上幹事 刑事の簡易裁判所は簡単に国民を罰する警察官に検事を代行せしめると云う
のですが、これをやる利益の点が「ピン」ときません。御説明願ひます。

佐藤(藤)委員 「簡易」とは言葉が適當でないが、区裁判所が地方裁判所となり、なくな
れば区裁判所とする考えがありますが、簡単な軽微な事件を簡易手続でやると云う

ので人権を尊重し、人権蹂躪を除去する目的であります。

栗林幹事 警察官が検事代行をやるには司法主任の様な者が検事の職務執行をやるので
すか。

佐藤委員 暫らくの間は検事が足りないので特に指定した警察官にやらせるのであり
ます。

栗林幹事 警察署長と同等者位の者にやらせて頂きたい。

梶田王査 簡易裁判所は刑事のみのを設置するか又は民事も合せたものを設置するか決
をきめて頂きたい。

牧野委員 もう少し根本的に議論を願いたい。

佐藤委員 少ない時間に大きな仕事をするのでありますから要綱を作つて又作り直す
と云うことは大変でありますからこの際よく検討の上御意見を承りたいと思います。

牧野委員 前回この席上で原理的思想的でなく改正憲法の目的に従つて行くと云うこと
でしたが根本の原理について考えて頂きたい、法制局と他の役所と意見の不一致を
采たし法令審議が進まないと云うのも、憲法の精神をとの程度に考えて置かねばなら
ぬか、形式的に辻褄を合せると云うことでは徹底しませんからこの点よく釈明願は

ねばなりません。民事の調停は民訴の攻撃防禦と異なり、「私思」が目的なのであ
り、刑事の「簡易」は民事における調停に該当するのである。法律に依りながら法
律に拘泥しないでやるので所謂不当を当然と考える、民事關係で調停制度を設けた
のも茲にあり、刑事もなるべく罰せぬ（不当の当然）と云うことで行つて頂きたい。
民事は車の両輪の如くであり、実践的に民事の簡易は才二次の順序に置くこともよ
いが民事二つのものを合せて考えるべきと思う、簡易裁判所は手続を簡易にし人権
を尊重すると云うのであり、民事については改正憲法に書いてないからとて除外す
べきものではない、奥野委員のお話では民事局としても腹案があるとのことですか
ら次回にでもその案をお示し願いたい。

梶田王査 内閣でも急いでおりますのでこの際は刑事の方だけにして置きますか。

佐藤委員 民事、刑事同じ様にやるべきと思います。

加島委員 当審議会の進行は相当急がれておりますが総司令部の意図は改正憲法の範圍
に停めず、できればもつと徹底した処迄やるのを希望している様です。従つて簡易
裁判所試案も民事局の案を見た上で期間に間に合うかどうかと見比べて決めては
如何ですか。

奥野委員 民事局では兼子委員と内藤幹事で一応案を作っていますから次回に提案致します。

兼子委員 民事局では下級裁判所へ民衆が親しみをもち一般に納得出米得る様な裁判所の出来ることを前から考えていたので刑事の簡易裁判所と共に民事の簡易裁判所の出来ることは誠に結構であります。

梶田主査 簡易裁判所（刑事）の内容に入ります、内容についての御意見を承ります。

佐藤委員 簡易裁判所の数は警察所数でなく地理的に警察所のブロック（二、三警察毎）毎位を適當と思ひます。それから手続の簡易は犯罪人を沢山作ることにならぬか、検査の職務を司法警察官が行うときは必ず検査の指揮を要することとし、同警察を民衆化する為め民衆の機関を設け警察が不合理な捜査のできぬ様にすること、その他は全部賛成であります。

牧野委員 裁判官の資格の処で「下級裁判所判事」とは語呂が適當でなくはありませんか。

佐藤委員 大審院から見まして控訴院以下と云う意味で「下級裁判所判事」としたのではありません。

小林幹事 区裁判所判事の名称は世間では嫌ひますので、オ一弁護士会では決議をして司法当局へ意見を出しました。

佐藤委員 区裁判所判事は別に下級の者を選んだのではなくそれは見方にあるのです。在野の方の見方が違うのではありませんか。

鯉島幹事 裁判官の資格で学識経験ある者より詮衡するのとありますが、単に学識経験のみで疑問ではありませんか。

梶田主査 退官判事とか、又は行政官を長期したとか云う者を選ぶので心配ないと思ひます。

牧野委員 簡易裁判所の数の問題を決めたら如何ですか。

佐藤委員 警察署のブロック毎か又は地方事務所の数位ではとうですか。

牧野委員 地方事務所数よりも多くてよいのではありませんか。

佐藤委員 事件数と国民の利便を考慮すると一、二警察所単位の数が必要と思ひます。

佐藤委員 警察所単位とすると検査が警察に附置される様な結果となり考慮を要すると思ひます。

牧野委員 登記所及び警察所の所在数を考慮し適當数を設けることにしては如何ですか。

判事の資格中、下級裁判所と云う字句はどうか最高裁判所に対するときには止むを得ぬが普通は取り単に「判事たる資格を有する」としては如何ですか、従つて二、四の事項中「判事たるの一般的資格を有する者及学識経験ある者中より云々」となりますか。

梶田王査 牧野委員の御意見通りと致します。(他に意見なし)

奥野委員 管轄のいで罰金材料等を審判するとなつていますが罰金も相当高額のものがあつたと思ふが他に法令で制限でも設けるのですか。

佐藤(藤)委員 裁判官の自由認定に任せます。

加島委員 一定の事件については制限しなければならないと思いますが。

佐藤(藤)委員 日本の刑は範囲が非常に広いので制限をするのは難しいと思はれます。

田多井委員 検事の職務中司法警察官の公訴の提起は出来ぬと云う事にしては如何ですか。

谷村委員 高級法なるにつき特別規定を設ける考ですが当分の間は出来得ると云う事にして頂きたい、尚検事補と云う様な制度も考えております。

牧野委員 司法警察官の公訴の提起に関する字句を訂正して頂きたい。

佐藤(藤)委員 「公訴の提起は検事が之を行うものとす但しやむを得ざる場合においては

各事件につき検事の指揮を受け司法警察官をして検事の職務を行わしめることを得」

梶田王査 五手続に移ります。

奥野委員 簡易裁判所は裁判所構成法、刑事訴訟法と分けて独立法としますか。

佐藤(藤)委員 裁判所構成法の中に簡易裁判所の判事は正規の判事以外の者を以て充てる旨の規定を直き手続関係は刑事訴訟法中に規定する考であります。

梶田王査 六、通常裁判所との関係、七、上訴について御意見ありませんか。

多岐委員 異議なしと述ぶ。

梶田王査 時間もありますので、民事について御意見がありましたら承りたい。内藤(藤)委員 事明日会議をやりまして資料はできますか。

内藤(藤)委員 できます。

佐藤(藤)委員 参審制度について御意見を承りたいのです。

昨日才三小委員会では陪審制度を復活するかどうかと云う問題があり復活すると内容をどうするか、内容も期待し難いから廃止して参審制を採用する意向が圧倒的であり、参審制を採用すれば裁判所構成法の中に規定して貰うのが、適当と思ひますの

で裁判所で構成法を起草する前に決めて頂きたいのであります。

唯難点は改正憲法の上で参審制が認められるかどうか、又裁判所構成法の中へ規定することとか、結局改正憲法の明文に違反するや否やを御検討願いたいのであります。参審制度は専門の裁判官と素人の裁判官でやるのが骨子であり改正憲法の才七十二条に「裁判官は良心に従いその職務を行いこの憲法及び法律にのみ拘束される」と規定してあり参審員が裁判官でないが、裁判所を構成する一員として認めてよいかどうか、陪審員と同一に考えるのかも知れないが陪審員は単に意見を述ぶるのみにて裁判所は独目の見解で裁判するのでありこれに反し参審制は専門の裁判官と参審員で意見の一致を見て裁判するので非常に趣きを異にするのでその点憲法上参審制が違反しないとなれば安心して立案できますので御意見を承りたいのであります。

梶田主査 参審員は改正憲法才七十六条の「下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿云々」の指名する中に含まれるのですか。

佐藤藤委員 この指名の中に含まれるなれば心配ないが、含まれないと思いますので疑問であります。

梶田主査 陪審員もこれを裁判官と見て憲法上の裁判官でないが従来の裁判官の言葉にとられる必要はないと思います。

佐藤藤委員 裁判官には十年と云う身分保証の規定あるも参審員は裁判官でないこの点も違うのであります。

三野委員 今回の参審制は一審のみやるのですか。

佐藤藤委員 一審のみです。

梶田主査 陪審制が宜しければ参審制も宜しいとなろうか。

牧野委員 独乙では陪審制をどう見えていますか。

奥野委員 独乙では裁判官と同一に取扱つています。

梶田主査 参審制度については余り御意見もない様でありますから御研究を願います。

本日はこれで閉会致します、次回は急ぎますので明二十日午後一時三十分と定めます。

午後五時散会

小	内	野	勝	栗	小	正	暢	福	畔	岡	田	川	國
沢	藤	木	田	原	林	木	沢	原	上	田	中	島	藤
幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事

栗	北	服	野	藤	馬
本	川	部	口	浪	場
幹	書	書	書	書	書
事	記	記	記	記	記

以上

出席者

楳	谷	奥	佐	加	佐	佐	白	禾	兼	田	牧	田	鎌
田	村	野	藤	島	藤	藤	銀	延	子	中	野	井	田
主	委	委	(藤)委	委	(祥)委	(博)委	委	委	委	委	委	委	委
査	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員

特別參列
同

有	細	福	根	丸	三	岡	中	國	鯨	五	河	赤
馬	野	井	本		野	咲	西	宗	島	鬼	本	木
委	委	委	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹
員	員	員	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事

○昭和二十一年七月二十日開催司法法制審議会才一小委員会（才四回）会議録要録
（席上配付書類）

一、簡易裁判所に関する民事局試案

二、自昭和十年訴訟物の価額別件数調（地方裁判所才一審通常訴訟事件）
至昭和十七年

三、同上（区裁判所通常訴訟事件）

四、自昭和十年和解事件総数及其の結果調
至昭和十七年

五、自昭和十年訴訟物の価額別件数割合調（区裁判所通常訴訟事件）
至昭和十七年

（議事概要）

午後一時三十分開会

○民事事件の簡易裁判所につき筆議を為す。

主査 席上に配付せられたる民事局試案に基き審議致度、試案作成に關与せられし兼子
委員より説明を承り度。

兼子委員 民事局案となつてゐるが、私の意見が多分に採りあげられているためと、奥

野委員が議会の為め未だ列席せられざるため私から試案について大体の趣旨を説明する。

(説明) 別紙、試案参照

佐藤(祥)委員 判事は民刑両事件を一人で審理するのか。

兼子委員 辺鄙な事件数僅少な地方では一人の判事が民事も刑事も処理することとなる。

坂野委員 簡易裁判所は法律上の裁判たる性質を有せしめず換言すれば簡易手続は訴訟ではなく、決定的な裁判をするのではないという趣旨を採り、異議の申立があつたら訴訟になることとしては如何。そうすると実際上は四審制の様な格構にはなるが。兼子委員 民事簡易裁判所の性質は少額裁判所である。少額事件が大審院迄行ける立法例は他に類例を見ない。台意ある場合のみの問題なる故、差支ないのではないかと考える。

坂野委員 それは無理ではないか。

佐藤(博)委員 調停から訴訟への移行については、現在規定はないが当該裁判所で裁判出来ることと致しては如何。

田多井委員 簡易裁判所の設置上肝要なことは、当事者の納得する様な裁判がなされな

ければならないということである、従つて判事には老練者を充てる必要がある。

牧野委員 調停不調の場合における事件処理については研究を要すべし。

王査 調停不調の場合、強制調停となすべきか或は調停不成立のままとすべきかは、調停法の内容に屬する問題であるから、将来調停法の統一のため全面的に調停法の改正がある際に定めればよいのではないか。

牧野委員 調停法上の問題ではあるが、離すべからざる関係があるからこの点は本審議會でも一応決定して置く必要があると思ふ。

主査 然らば調停不調の場合の処理問題につき各委員の意見を承り度。

佐藤(博)委員 調停を取扱つた裁判所で、裁判することとしては如何。

鎌田委員 事案に応じてそれぞれの管轄裁判所に訴訟として移行せしむるを可とすべし。

而して調停事件は全部簡易裁判所の管轄としては如何。

佐藤(博)委員 私の意見も鎌田委員の意見と同一趣旨である。

三野幹事 司法委員の存置は手続を複雑化し、判決を浸滞せしむる上に判事の責任を不明確たらしむるが故に反対なり。

兼子委員 司法委員は判事が必要と認めた場合にのみ立会はせるので、どんな事件でも

必ず立会はせねばならぬという訳ではない。地方的の事件をそれぞれその地方の所謂名望家に立会をさせる趣旨である。

牧野委員 前回会議の際佐藤刑事局長から才三小委員会に於て参審制採用の決議ありし旨報告ありしも、決議では参審制度は如何なる事件を参審となすものなりや。

佐藤委員 未だ、左様な細目の点迄は決定しおらざるも大体大きな事件だけを参審とすることとなるであらう。

佐藤(伴)委員 地方裁判所位の大きな裁判所には司法委員の制度もいいが小さな裁判所で、司法委員を設けることは勢い濫職の様なことがおこるおそれがあるからどうかと思う。

牧野委員 試案では、判事が司法委員を審理に立会はせて、意見を徴し得ることとなりおるも、司法委員は当事者の希望があればつけることにすべきであると思考するがこの点につき弁護士会側委員各位の御意見を承り度。

田多井委員 結局は人の問題であるから、判事の資格について慎重な考慮を求め度。

三野幹事 参審の如く事件が、それで確定するものならよいが然らざる限り司法委員の設置は不要である。寧ろ一步を進めて参審にしてはどうか。

兼子委員 簡易裁判に対しては異議の申立をなすことを得ることとすることも考えては見ただが裁判所が異なるのであるから控訴にしなければならぬと考えたのである。

鎌田委員 司法委員の設置には賛成なり、簡易裁判所の管轄区域内には十名内外の調停委員がおる訳であるからその調停委員中から二名の司法委員を選ぶことになるのだから、いい人が出られる司法の民主化上大いに賛成である。

末延委員 二名位だから相当の人が得られる可能性があるし判事が上手にリードすれば非常に効果が上ると考える。

佐藤(博)委員 司法委員は豫め何十人かを選任しておいて必要の場合その中から事件について二名を指名するのであるから人を得るに相当の困難があると思う。

然し着想としては頗る面白い試みであるから捨てるには惜しい。豫め多数を選任しておかず事件毎に判事が地方の有識者中から選任することにしては如何。

佐藤(伴)委員 司法委員の考え方には賛成であるが現在のところ調停委員にはあまりいい人がない様である。

坂野委員 敢て学識の高い者を司法委員に選ぶ必要はなく、普通の常識さえあれば足りるのである。普通の者を審理に立会はせるところに妙味があるのではないか。

牧野委員 司法委員は可及的に多く用いるのか、又は用いる場合は例外的なのか。

兼子委員 大体、口頭弁論を開くような場合に司法委員を用いる趣旨である。

牧野委員 司法委員を用いることは、試みとしてやつて見ることもよいから例外的の場合と云う程ではなくても、この制度があることに依り邪魔になると困るから場合により、司法委員の意見を徴することが出来るということに規定しては如何。

英国の実例では判事は単独で審理しているのか、或は合議か。

末延委員 英国では治安判事は法律の素人であつて、法律の専門家たる書記の補助を得て裁判をしている、多く単独であるが合議の場合もある様である。

加島委員 英国では簡易裁判所は刑事のみであるが米国では民事も刑事もある。

奥野委員 折角の面白い案であるから牧野委員の御意見の如く必要ある場合には用いることが出来るということにして規定を置いたら如何か。

谷村委員 この試案は始めてこの席で見ただけで、未だ深い研究に基づく訳ではないが、司法委員の制度はこの際としては見合せた方がよいと考える。理由としては、影響するところが非常に多いこと、問題を複雑にして簡易な事件を迅速に審理するという趣旨に副い得ないこと、三野幹事の意見の如く参審の如くこれが確定的な裁判な

ら審を町重にする必要もあるが、簡易手続であつて不服申立の途もあるのであるから左程町重な審理をして事件解決を遅延せしめることはないこと、口頭弁論の場合に司法委員の意見を求める趣旨なら参審制度と実質的に選ぶところがないこと、簡易裁判に司法委員制度を認めるなら各級級の裁判にも認めねばならなくなりはいかという問題が生ずること、等に思を致せば司法委員制度はこの際としては、差控えた方がよいと思考する。

判事には学識の深い練達者を要すると考える、老練ないい裁判官が審理をすれば司法委員は不要と思う。

本省部内でありながら意見の一致を欠く様で恐縮であるが一廂私としての意見を陳べた次才である。

兼子委員 調停から訴訟へ、訴訟から調停へと事件が移ることが考えられるから、現在存するところの調停委員の制度を更に一歩進め調停だけでなく訴訟事件にも意見を述べさせることにしたのである。

主査 では司法委員制度の採否について採決することとしては如何。

牧野委員 司法委員資格等についてはこの席では触れずに兎に角司法委員の制度の採否

の問題だけを審議することとするなら、私としては一応この制度を置くことにして先刻も申述べた通りこれを任意的のものとする意見である。

尙参審制として司法委員を用いることは合議になり憲法との関係において考慮を要すると思う。

試案の案項は簡易裁判所の判事は必要と認むるときは司法委員及び調停委員を用いることを待る趣旨の規定と司法委員及び調停委員の選任については別に法律を以てこれを定むる趣旨の規定との二項に分けて規定すればよいのではないか。

凡幹事 民事にのみ司法委員を用いることは果してどうであらうか。

榮杯幹事 質のいい司法委員を見付けることが最も問題である、どうしたらそれが可能か、この点の審議が肝要と考える。

地方裁判所長が上から権力的に選任することは当を得たものと思えない。地方にも立派な人が相当にいる。学識経験より寧ろ至誠と勇氣ある人たることが司法委員として必要であると思料する。

王査 司法委員を用いることを得ることとするの可否について決を採ることと致度。可とする御意見の委員は御起立を乞う。

起立したる委員八名（出席委員は主査を除き十四名なり）

主査 採決の結果司法委員を用いることを得ることになつたが司法委員について外に御意見ありや。

坂野委員 簡易裁判所の裁判に対して不服申立ありしときは当然に訴訟の提起ありしものとし、不服の申立は地方裁判所でなく控訴院に対してなすべきものとするを可とす。

牧野委員 民事の簡易裁判所試案は昨日審議した刑事の簡易裁判所と歩調を合はせる必要があるから（一）の裁判所数は警察署、登記所の数とにらみ合はせて、これを定めることとすること（二）の判事の資格については刑事の方と併はせて適当に規定をなすこととするを可とする。

坂野委員 四の管轄中（二）の親族、相続関係事件は軽微なものに限る趣旨たることを明瞭にするため例示することとするを可とすべし。

王査 管轄中四の訴訟事件につき意見を承り度、才一項の類はこのままとし進めて定めることと致度。

牧野委員 但書の事件の移送の規定は才一項と才二項の両方にかかる趣旨なりや。合意

管轄の場合においても移送が出来ることとするを可とす。

主査 牧野委員の御意見通り当事者が管轄の合意をした場合にも但書によつて移送が出来ることとするため但しの下に「前二項の場合に於て」を加えることとするに御意見なきや。

兼子委員の御意見如何。

兼子委員 差支えなし。

佐藤(藤)委員 裁判の民主化の趣旨からいつて、当事者の合意があるのに裁判所が移送することは果して何うかと思う。

佐藤博委員 銀行なんかで金を貸す場合等事前に管轄について合意をして置くことが行はれており合意管轄は簡単な事件のみでなく相当複雑な事件についても合意管轄がある実状である。事件毎に管轄の合意をすることは寧ろ極めて少ない。相当弊害があるのである。争前合意は認めないことと致しては如何。

加島委員 争前合意はこれを認めざることとし事件を受附けたとき争前合意かどうかを調べることに致しては如何。米国に於ては一九二〇年に始めて争前合意を認めたのである。争前合意は契約書をあらかじめプリントしておいて弱い地位にある者に合

意を強制するようなことになるから考慮の要がある。

主査 その問題は此度では決定せずにおいて実際の運用に委ねることと致しては如何(運用に委ねることに決定す)

四の判事の(イ)任用資格(ロ)定年の報酬については別に御意見なきや。

別に御意見がなければ原案通りに決定することと致度。

原案の通り決定す。

坂野委員 簡易裁判所判事は他の一般の判事と違うものであることを条文に表はし置くを可と思考す。

主査 簡易裁判所判事の数は四、五千人位の非常な数になり任期身分保障等の点につき考慮せられねばならぬから、坂野委員の御意見の如く、一般の判事と違うものであることを明定しておくを可とすべし。

佐藤(博)委員 純然たる資格ある判事が簡易裁判所判事になることもあるのであるが、そうするとどうなるか。

坂野委員 資格ある判事が簡易裁判所判事になつた場合でも矢張り「治安判事」ということになると考える。

牧野委員 四の司法委員の規定中調停委員を兼ねしむる旨の規定は削除するを可と思考す。

牧野委員意見通り決定す。

主査 次に六訴訟手続につき審議致度。

牧野委員 簡易裁判所においては信義則によつて審理をなすべきであり、手続を判事の自由裁量に委せるということは正に百八十度の転回というべきであるから、裁判に当る者の心がまを充分に定めておかねばならない。

刑事簡易裁判所における手続につき左の意見を提出する。

(主査に対し意見書を提出したり。)

一、簡易裁判所においては被告人の利益を考慮し且つ事態の明確を妨げざる限り、刑事訴訟法の精神に則り、健全なる常識に従いて手続を進行することを得るものとなすこと。

二、簡易裁判所においては、刑の言渡をなすや否、刑の執行猶豫をなすや否に関し、刑の目的が特に犯人の道徳的再生に在りて、希望は恐怖よりも効果あるものなることを十分に考慮すべきものとなすこと。

尚、民事の手続について前述の精神に基づき手続を為すこととすべきである。

未延委員 判決理由は口頭でいうことにするを可とす。

牧野委員 「判決書には主文、請求の趣旨及び原因を記載すれば足りる」となつてゐるが必要と認むるときは理由の要旨を記載することとするを可と思考する。

○試案中「判決書」とあるはこれを「裁判書」とすることに決定す。

佐藤委員 不服申立あるときは又裁判をやり直すのであるから裁判書には、そう詳しくいふことは記載する必要はないのではないか。

主査 牧野委員、事件の移送の問題に対する御意見如何。

牧野委員 簡易裁判所の裁判を受けることに異議あるときは事件を移送することを得ることとすること及び調停不調の場合においては事件を管轄裁判所へ移送することを得ることとするを可と思考する。

佐藤委員 名称はどうするか簡易という言葉は思はしくないということであつたから、以裁判所とするか或は治安裁判所とするか、判事についても何等かの差別を規定すべきこととすればどういう具合にするを相当とするか審議し度。

牧野委員 一応起草に際しては簡易裁判所としておいて此等の点は考慮しておくこととし

留保問題とせられ置き度。

主査 この程度で起草委員及び幹事を選任し、既に審議を終つた事項につき起草に着手して頂くことと致度。

○起草委員及び幹事の選任は主査の指名に委せることに決定す。
主査より左の通り起草委員及び幹事を指名す。

起草委員

幹事

奥野	佐藤	今枝	白銀	兼子	根本	岡本	鮫島	小林	野木	内藤	位野	塩野	田中
委	委	委	委	委	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹
員	員	員	員	員	事	事	事	事	事	事	事	事	事

主査 起草は先づ幹事が為されることとなると思うが委員と充分連絡を保つて起草をせられ度、起草担当幹事が成案を得たら、幹事会の議にかけられる様致され度、然る後に小委員会に草案を御提出ある様希望する。

佐藤(藤)委員 只今指名になつた起草委員及び幹事は裁判所構成法關係についてと思うが検察庁法關係についても早急起草委員の選任を願度。

次回会議は本月二十三日(火)午後一時三十分より開催すべきことに決定。
午後四時二十分散会。

○昭和二十一年七月二十三日開催司法法制審議会才五回才一小委員会議事要録 於司法省
会議室

(席上配付書類)

一、簡易裁判所に関する牧野委員意見(四部)

(出席者) 別紙記載の通り

午後二時開会

梶田主査 牧野委員から簡易裁判所に関する御意見がでておりますから簡単に御説明願います。

牧野委員 裁判所の簡易化に対することを原則として才一に改正憲法に依り心構を改めねばならぬが如何様に改めるかが「ポイント」と思います。この趣旨に依り簡易裁判所は重要があり特に当該裁判所の機能を完全に發揮せられたいのであります。単に形式的の規定を羅列したのでは完全とはいえないので先づ理念的の規定を設けることであります。

例えば改正憲法の三大原則の一としてあげれば産業の民主化に、改正農地調整法の施行ニ労働組合法、財閥の解体法令であります。簡易裁判所は手軽に人を罰するこ

とができるのかとの御意見もありましたが、斯様な質問からしても法規を明らかにすることであります。従つて私は茶を書いて主査の御手許へ差出しました。簡易裁判所の裁判官は特に法律家でなく知識経験を有する素人の裁判官が裁判するので殊に規定を明確にする必要があります。

判決の実体ですがこれは民事、刑事で異にするが信義誠実の原則を実状に適合する様にする、調停法の制定せられたとき従来の裁判は日常生活を法律の形式に無理直しをするのが運用に困難を来したもので、実物と明らかにして原則尊重ということが肝要と考えます。

具体的妥当の原則ということが学界で認められることになつたのは現実妥当性と結びつけて妥当性となつたものであります。法律解釈は抽象で明らかでないが、具体的に見て妥当であるということは我国は幸に衡平の解釈を下しています。これが大正十一年の信託家調停法に現われたのであり、法律の形式上に事物を考えると變んなことになり、概括的立法は当時の考にないものであり、物を概念的に解決することになり苦心があるのであります。信義誠実の原理を大幅に用い立法して貰いたいと思ひます。法律の解釈は文理的に無限であり法規の運用については裁判官が

苦心するものであり簡易裁判所は特に注意を要し裁判所の權威を一層高める様切望するのであります。

田多井委員 牧野委員の提案には賛成であります。日本の法制を一新し世界に範を示す様な法と道徳と一致する立派なものを作つて頂きたい。

加島委員 司法委員制度について一考を願ひたいと思ひます。理想としては結構なるも適任者を得るということに難点があり司法制度の根本改革になりますので、

三野委員 司法委員については簡易裁判所判事の心構えを明確にしてから考えるべきと思ひます。

牧野委員 簡易裁判所に関する規定を構成法中に設けるには如何様に規定すべきか、裁判の実態を組織法と手続法に分ければ民事訴訟法及刑事訴訟法に規定すべきであります。

兼子委員 簡易裁判所の中に司法委員に関する規定を設けるにはある程度極限を付けては如何でありますか。

梶田主査 司法委員については種々御意見がある様ですが構成法に規定すべきですか、それ共最後決定は留保致しますか。

牧野委員 民事の方で規定するなれば、刑事の方にも規定したら如何でありますか。

牧野委員 私は前回欠席しよく様子が解りませんが簡易裁判所（民、刑共）設置の点を決定しては如何なのでありますか。

石馬委員 民事、刑事共簡易裁判所を設置するというところに大体意見が一致したのであります。

佐藤博委員 大体数の意見が民、刑一緒にやるということでありました。司法委員のことも加島委員の心配される様な点は余りないと思います。

樺田主査 民事の簡易裁判所では司法委員の制度を用うるということでありましたが刑事については如何でありますか。この点議題に供します。

牧野委員 在野法曹の御意見を承りたいと思います。

田多井委員 鎌田委員、在野法曹としては刑事に司法委員を設置することはその精神については非常に賛成であります。

現在民意を反映することは抑さえ難き状態であります。唯如何にして適任者を得るかということだけが問題です。刑事の簡易裁判所でも相当高額の罰金事件のあることは想像できますのでこの点から見ても必要であります。

佐藤(藤)委員 刑事の高額罰金の場合に司法委員が必要との御意見であります。この場合は簡易裁判所は地方裁判所へ事件の移送をなすことと思ひます、検事局の取扱としてまでも裁判官が素人でありますので、地方裁判所へ起訴すると思はれます。尙斯様な場合は地方裁判所へ起訴する様訓令も発せられ実際の取扱上は支障なきことと思ふのであります。専門の裁判官では民意の反映に反し常識を欠くので民主化のため設置の御意向の様であります。実際問題と致しまして、簡易裁判所が警察署の数一、二七個所設けられますとその管轄内から学識経験を有する素人の裁判官を多数選び（裁判所数の三倍としても三、〇〇〇名以上）ますので、その上辺鄙の土地から適任の司法委員を得るとなりますと實際上不可能に近いのではないかと考えます。尙簡易裁判所には常識に富んだ素人の裁判官を置きますので、専門の裁判官のみで裁判するのではないから必要を認めないのです、且刑事事件の八割以上を占める違警罪即決並に略式事件を取扱い、しかも改正憲法の要求されている公衆中心にて迅速に事件の処理をするので司法委員制度を用いると裁判の迅速に期待できなくなりこの点からしても私は絶対に反対であります。

牧野委員 簡易裁判所の判事は素人のみで構成するのであります。この前は専門の判

事もあると承つていました。

佐藤(藤)委員 現在の専門判事の数から見ますと実際に運用不可能ではないかと思ひます。同法委員制度も常識的な者ということは賛成であります。が裁判の迅速という点から参りますと避くべきと思ひます。

鎌田委員 簡易裁判所の数であります。が、警察署の「ブロック」毎(二、三警察単位)という様でありましたが警察署毎なのであります。

佐藤(藤)委員 国民の利便を図りたいのが目的で事件の少ない処でも警察署単位と考えました。

鎌田委員 立案趣旨は左様に承つていましたが、前回警察署の「ブロック」毎と決定したのでありませんか、司法委員を附けると裁判所が手足まといになるから反対との御意見なれば牧野委員提案の「必要を認めたるときは云々」とありこの点については如何でありますか。常設でなく必要の場合です。

佐藤(藤)委員 被告人の方で望めば可及的に付けるということにしますか。

佐藤(伴)委員 司法委員制度は民事、刑事共強く反対であります。司法委員を用うると、裁判の迅速を阻害し簡易裁判所の趣旨に反します。民意の反映ということが強調せ

られますが、裁判所の決める適當な民意の反映は選挙によるべきと思ひが現在その選挙の結果がよくないので、世間の疑惑を招き「ボス」的存在がありますので、司法に關与させたくないであります。それに人選を普通市町村長がやりますがこれが適當でないと思ひます。例えば町会長等もみな世間の疑惑を招いております。

栗林幹事 刑事に司法委員制を設けることに反対との御意見は時間的に事件処理が不可とのことであります。が、民主主義的に進む、民意の傳達「長い物に巻かれろ」という思想が国内に横溢しており、町会長とか税務調査委員制は良しと思ひます。良くすることが目的でなく自分のことは自分の力でやる自分が責任を負うというのであります。

村上幹事 簡易裁判所の性格はまだ他に見方があるにも決論に到着してないと思ひます。若い者の感ずることを申し上げます、手続を簡易化するという名前にとられ、事件を簡略に処理し國家の負担を軽くするかどうか、名前の簡易ではなく、言葉の響では民衆裁判所であり、全国津々浦々の民衆の相寄り民衆が救く、自分達の手で処理するというのであり、単に簡単に処理するということになれば従来の区裁判所で賄えるので、要は民衆的色彩に重点があるのだと思ひます。

司法委員制を設けることにつき複雑化するというのは単に裁判所の複雑であり、民衆は複雑ではないので時間的に少し延びるというだけでそれと台償つてどちらがどうでありますか、その立場から考慮致しましても私は司法委員を置くことに賛成であります。

田多井委員 司法委員については、人選の問題で選任困難なれば難しい、人選良しきを得れば刑事の場合も置いた方が良しいと思います。司法委員を置くということは賛成であります。

梶田主査 刑事の司法委員は今ここで決定しますか、それとも沢山意見もありましたこととで起草委員に一任しますか、可否を願います。

佐藤藤委員 刑事については司法委員を置かないとして頂きたいのです。

佐藤博委員 刑事についても司法委員を置くことにしては如何ですか。

丸幹事 簡易裁判所と司法委員とは密接不可分であり民主化の實現により民刑共同易裁判所を設置するとこれは切り離してきないと思います。

谷村委員 制度を一貫して全刑事裁判について考えて頂きたいと思います。参事制度を採用するかどうかということも全部の制度を比較検討しては如何でありますか。

有馬委員 「設けることを得」として起草委員に一任しては如何ですか。

内藤幹事 置くのではなく「用いる」と決めて置かないでやるということにして頂きたいと思います。

梶田主査 牧野委員の案により起草委員に考えて貰うことと致します。

裁判管轄について御意見承ります。

小林委員 区裁判所を地方裁判所に昇格することにつき御説明願いたいと思います。

梶田主査 区裁判所を地方裁判所の支部とすることとあります。

奥野委員 現行憲法才三十八条の規定による東京控訴院の特別管轄を普通管轄としては如何でありますか。

兼子委員 特別管轄の関係は、右才三十八条のみでありますか。

梶田主査 現行憲法才五十条才二号（刑事関係）も関係致します。

佐藤藤委員 現行憲法才五十条才二号は大審院の管轄でありますか、これを事実審を控訴院の専屬管轄として法律審を大審院としては如何でありますか。

奥野委員 右才五十条才二号の才一審にして終審とは如何なる理由なのでありますか。

佐藤藤委員 慎重で、迅速を期するとの意味であります。

吳野委員 慎重では一番のみではどうか現行法が封建的ではありませんか。

宮内委員 事案審を大審院でやらないと決定したのですか、私は大審院で管轄すべきが
適當だと思います。

佐藤委員 本小委員会の才二回では大審院では事案審を管轄せぬとなりましたので
が疑義がありましたらこの際はつきり決めて頂きたいのであります。

梶田主査 特別管轄（專屬）を認めることにつき御意見ありますか。

鎌田委員 認める必要はないと思います。（三十八条関係）坂野今枝両委員も同意見。

栗林幹事 昨日の才三小委員会でも認めないという意見でありました。

梶田主査 才五十条才二号の方も認める必要ありませんか。

佐藤委員、宮城、兼子、加島各委員 認める必要なし。

吳野委員 才三十八条、才五十条才二号も同一に取扱つては如何ですか。

梶田主査 起草委員に一任させて頂きます。

次は「裁判官」について。

田多井委員 裁判官の任用については、経済的、形式的を考えて単に事件を裁くとい
うことなく余社会に学識経験を有する総てのものを「リーダー」する様な知識を得

られる様に社会の実状に適した在野法曹からも任用する様な精神を充分汲んで頂
きたい、従つて私は在朝在野に一体となる精神の基に、起草委員に一任する考
えであります。

鎌田委員 年来の主張は司法官は弁護士の実験を有する徳望家から任用するとい
うことであり、（弁護士十年間位の経験あり年令三十五才から四十才位で社会の事情に通
じた者）この方針で願えれば結構であります。

細野委員 裁判官は必ず裁判に関与せねばならないのであるが現在は殆んど長官は関
与していないのでこれは司法の中に行政機関が発達したためであり、地方裁判所長は
廃止しろとの議論もある様であります。老練心でありますが一寸申して置きます。

梶田主査 任用資格は起草委員に一任することで意見ありますか。

（多数意見なし）

停年は如何でありますか。

田多井委員 現行の停年制はどういう意味でありますか。

梶田主査 気力の問題から決めたものと思ひます。この点も起草委員に一任すること
意見ありませんか。

(多数意見なし)

次に報酬の件は如何でありますか、これは構成法に規定すべきか又は独立法に規定すべきかであり尙生活の脅威を感じない様特に優遇を考慮願いたいのであります。

田多井委員 優遇の点同感であります。

牧野委員 報酬の点は任用資格が決まらねば議論できません。

梶田王査 あまり御意見ありませんからこれも起草委員に一任することで良しいですね。(多数意見なし)

附屬機関について

田多井委員 補助官とは、

奥野委員 最高裁判所の調査官より少し下つた者を下級裁判所(控訴院、地方裁判所)へ設けるというのであります。

兼子委員 司法官試補として事務修習を了した者が七年位裁判事務の修習研究をし事務の補助をなし判事補とは異なる事件の責任を負はないという様に考えています。

田多井委員 予備判事をさすことになりますか。

兼子委員 予備判事とは違います。判事を補佐しながら研究するといふのであります。

坂野委員 実際の裁判はやらないのですか。

今枝委員 職務内容は、

奥野委員 判決の起案、判例の調査であります。

三野委員 補助としてか又は判事の養成としてですか、調査研究して初めて判事に登用するのでありますか。

佐藤(博)委員 委員補助官は必要なるも判事の下働きをするのみでは必要ないと思はれます。

小林幹事 単に研究の機会を与えるには必要ありませんが受命判事の仕事をやるならば必要であります。準備手続計算和解等任務内容を決めてこれを補助官に取扱せては如何でありますか。

栗林幹事 補助官の数は、

兼子委員 判事の数と同数である。

有馬委員 判事の数に可及的少なく報酬を高くし補助官は数を多く報酬は比較的安い者を選ぶということではどうですか。

梶田王査 他には御意見ありませんから補助官を設けるといふことにし尙数の点は判

事に比し多くとし、一応起草して頂くことと致します。(多数意見なし)
次は控訴院の名称ですが御意見承ります。

奥野委員 大審院の最高裁判所に対し高等裁判所としては如何ですか。

三野委員 高等裁判所とは解り易い字句ですから結構と思います。

梶田主査 それでは高等裁判所として起草委員に一任します。

本日はこれで閉会とし次回には検察庁法関係につき、明二十四日午後一時より開催致します。会場の都合もあり四時迄と時間を切ります。

午後五時三十分散会

出席者

梶田主査
有馬委員
谷村委員
奥野委員
佐藤(藤)委員

加島委員
佐藤(祥)委員
坂野委員
佐藤(博)委員
白銀委員

特別参列

末延委員
兼子委員
田中委員
牧野委員
田井委員
鎌田委員
沢田委員
今枝委員
三野委員
堀野委員
細野委員
福井委員
谷川委員
山田委員

根本幹事
丸西幹事
中宗幹事
国宗幹事
鮫島幹事
五鬼上幹事
河本幹事
石田幹事
岡咲幹事
田中幹事
畔上幹事
堀野幹事
赤木幹事
柳川幹事
小沢幹事

○昭和二十一年七月二十四日開催司法法制審議会才六回才一小委員会議事要録 於司法省
会議室

(席上配布書類)

一、検察庁設置に関する要綱案(刑事局試案)

(出席者)別紙記載の通り

午後一時三十分開会

梶田主査 本日は裁判所構成法につき考慮すべき問題中検察庁関係の御審議を願います。

別冊配布の検察庁設置に関する要綱案に基き議事を進めたいと思いますが、この内
一、検事局と裁判所との関係は既に議決済でありますから、二、検事局と司法省との関
係以下につき佐藤刑事局長の御説明を伺います。

佐藤(藤)委員 右要綱案二、以下を説明する。

梶田主査 二のムにつき各位の御意見を承りたいが之に併せて司法省存置の可否につい
ても御意見を承りたいと思います。

田多井委員 司法省存置には賛成であります。

三野委員 裁判事務に関する限りは、一切司法省の関与を排するがよいと思います、予

栗	岡	山	川	鶴	位	田	福	小	栗	勝	野	内
本	田	本	島	沢	野	藤	原	林	林	田	木	藤
幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事

藤	野	服
浪	口	部
書	書	書
記	記	記

算も同様裁判所に関する分は裁判所にやらせたがよいと思います。

田多井委員 裁判所の豫算を司法省で取扱うことは司法大臣の権限が裁判所に及ぶことになつて考慮を要することと思います。

佐藤(藤)委員 予算及び行政監督事務は司法大臣の所管にして置いた方が、裁判所のためにもよいと思います。

三野委員 例えば戸籍、登記等の事務を司法大臣が監督するのは司法事務の完全独立を阻害すると思います。

栗林幹事 裁判所の予算は非常に重要であるから、最高裁判所の補助官等にやらせたがよいと思います。

田中委員 司法省存置に賛成であります。そして現在の内容制度では、特に裁判事務に關する予算につき内閣に代表者を持たぬことは非常に不自由であり不利でありますから、内閣の一員たる司法大臣に予算を受持つて貰つたがよいと思います。若し裁判所の予算を司法大臣に持たせぬということになれば、外の事務で司法省を存置する必要はないと思います。

田多井委員 最高裁判所の長官が内閣に列して予算をやつたらいいではないかと思いま

す。

谷村委員 左様なことも考えて見ましたが、そうなれば最高裁判所長官が内閣と運命を共にせねばならず又行政閣僚の一員となることも如何なものかと思はれるのであります。

坂野委員 最高裁判所の完全独立という点から言へば裁判所の予算を司法省に拂すべきではないと思います。裁判所の予算額は法律で定めておいてその分賦を内閣に請求すればよいのではないかと思います。

細野委員 裁判所の予算は最高裁判所に高等財務官を置いてやらせばよいと思います。

又裁判所書記の任命や戸籍登記等の事務に司法省が關与するのはよくないと思います。

梶田主査 予算の点は留保することとし、その他の点は原案通り起草委員に廻すことに異議ありませんか。(異議発言者なし。)

異議なしと認め起草委員に廻します。

次に二の二を御審議願います。

堀委員 将来司法大臣は政党内閣の閣僚となるのでありませうから司法大臣が檢察事務

に關与することは不適當だと思います。

梶田主査 この2については別段異議もないようでありますから、原案通り起草委員に廻すことにし次に三の3について御意見を伺います。

田多井委員 檢察に關する指揮監督權を司法大臣に持たせることは細委員御意見のよう
に不適當だと思います。

細野委員 檢察が邪道に入つた場合は誰が責任を負いますか。

細委員 檢事についても、判事彈劾法のような規則を作ればよいと思います。

佐藤祥委員 個々の事件についての司法大臣の指揮監督は不可であると思いますが、檢察事務全体について司法大臣が檢事總長を通じて指揮監督をやつて貰うことは適當であると思います。

有馬委員 これは檢事の任命方法にも關係します。司法大臣の指揮監督は除くこととし、
檢事がやり過ぎた場合の処置として彈劾法のようなものを設けるがよいと思います。

梶田主査 この事項はこの程度で起草委員に廻すことにし、次に三の4について御意見を伺います。

(全員異議なし)

御異議なしと認め三の2に移ります。

佐藤祥委員 控訴院の檢事局は中間的で存在の意義が少くなりますから、この組織について考慮の余地があると思います。

梶田主査 別段の御異議もないようでありますから原案通り起草委員に廻すことにし、次に三の3について御審議を願います。

郡委員 行政警察と司法警察を分離する必要はないと思います。

岡田幹事 檢事直屬の司法警察官を設けることは、他の警察官との磨擦を生ずるおそれがあるから現在犯人の檢事局への引渡が遅れるため人權蹂躪の問題を生ずる原因となつてゐる檢事の手不足を補うために、自由調書作成等の檢事補助機關を設けたら如何かと思ひます。

佐藤藤委員 この問題は議會における空氣も、行政警察と司法警察の分離を要望して居りますので立案して見たのであります。

田多井委員 原案に賛成であります。政黨時代になれば、現在の警察制度には信頼出来ません。

鎌田委員 檢事直屬の司法警察官は、檢察の適正のため人權擁護のため是非実行したい

と思います。

井手委員 小紋の検事直屬司法警察官を置くことは、他の行政警察官との関係上面白くありませんからこの案を実行するならこの際思い切つて大多数の検事直屬司法警察官を設けたがよいと思います。そして一般警察官との権限分配について十分考慮せねばならぬと思います。

細野委員 軍方警察全部を内務省から司法省に移したら如何ですか。

佐藤(祥)委員 原案に賛成であります。検事直屬の司法警察官を作り、これを法律知識等について十分訓練したら、検察事務の向上に役立つことが少くないと思います。

梶田主査 本項は「完全に分離して」以下「この理想の下に差当り」迄を削除し起草委員に廻したいと思いますが如何ですか。

(異議なし)

御異議なしと認め右の通り起草委員に廻すことにし、次の順の4に移ります。

田多井委員 但書は不要と思います。

佐藤(祥)委員 右に同感であります。

梶田主査 但書を削り、起草委員に廻したいと思います。(異議なし)

御異議なしと認め次の順の2に移ります。

別に御意見もないようでありますから、原案通り起草委員に廻すことにし、次の3に移ります。

佐藤(祥)委員 検事総長の任期及びその他の検事の定年を一律に定めることは不必要と思

田多井委員 検事総長の任期は定める必要ないと思います。

梶田主査 この事項は、検事は総て判事に進じ定年制にすることにして起草委員に廻したいと思います。(異議なし)

本日はこの程度にし、次回は来る七月二十六日午後一時半開会、行政訴訟関係の御審議を願います。

午後四時三十分散会

出席者

梶田主査	谷村委員
細野委員(特別参列)	奥野委員
有馬委員()	佐藤(藤)委員

小	栗	勝	野	内	小	鷗	栗	団	山	川	柳
林	林	田	木	藤	沢	沢	本	藤	本	島	川
幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事

野 服 馬
口 部 場
書 書 書
記 記 記

藏	田	田	末	宮	都	日	井	堀	三	今	佐	佐	加
多	井	中	延	城		銀	手		野	枝	藤	藤	島
委	委	委	委	委	委	委	委	委	委	委	(博)委	(祥)委	委
員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員

赤	田	岡	鮫	河	五	位	堀	畔	福	國	岡	丸	根
木	中	田	島	本	上	野	野	上	原	宗	咲		本
幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事

○昭和二十一年七月二十六日開催司法法制審議会才一小委員会才七回会議事要録（民事
關係部分） 於司法省會議室

（出席者）別紙の通り

（配布書類）

行政訴訟に付考慮すべき要綱案（行政裁判所提出）

（議事概要）

午後一時五十分開会

前回會議に引続き檢察庁設置に関する問題中検事の身分保障に関する事項及び行政訴訟に関する問題につき審議をなす、その概況左の如し。

主査 本日は席上に配付の行政裁判所側提出にかかる行政訴訟に付考慮すべき要綱案に
基き審議することと致度。

これに先ち前回審議せる檢察庁設置に関する要綱案中検事の身分保障に関する事項
につき検事局側より追加意見提出せられしを以て堀委員より右追加意見につき説明
を請うこととす。

堀委員より「検事の任期は定めざるを可とす」との検事局側意見の説明を為し、奥野、

佐藤（藤）、佐藤（祥）、佐藤（博）、未延、田多井、坂野、三野、加島、宮沢、鐘田、諸委員、
正木、栗林、勝田、五鬼上、国宗、内藤、丸、諸幹事の間に意見の交換あり、佐藤
（藤）委員より「檢察庁設置に関する要綱案（刑事局試案）」中三検事の身分保障の部
分を「刑法の宣告又は懲戒の処分」の下に「職務を不当に行い又は行はざる場合に
委員会の議を結るに非ざれば」（字句は適当に修正を要す）を加うるを可とすとの
意見提出あり、その可否を採決により決定し、否とする者一名（鍾田委員）他は全
部佐藤委員の意見を可とし佐藤委員の意見通り決定す。

（右議事の詳細は刑事局側幹事、書記において録取せるにつき省略す）

次で行政訴訟につき考慮すべき要綱（行政裁判所提出）につき審議をなす。

沢田委員 要綱案につき説明（別紙要綱案参照）をなしたる後次の趣旨を附書す。

繫屬中の行政訴訟事件の処理問題及び行政官より評定官に任命せられたる現任職員
の判事としての資格問題につき各位の考慮を求め度。

主査 構成法上の事項及び手続法上の事項とがあるが先ず構成法上の事項より審議を為
すこととす。

宮沢委員 新憲法才二十九条の「裁判」には行政事件の裁判も含むや、法律を以て行政

訴訟を制限し得るや。

沢田委員 前段は異説存するも含むと解す。後段は憲法に違反することとなると思考する。然し全般的に行政訴訟を許してよいかどうか……国民をして行政訴訟に關し指針を示す意味に於て行政訴訟を提起し得る場合を法律に掲げることが差支ないのではないかと思はれる。

奥野委員 新憲法才二十九条、才七十二条の規定の趣旨からして法律を以て出訴を制限することは許されぬと思考する。

實際問題として、訴が民事訴訟に屬するものか又は行政訴訟に屬するものかその區別は明確でない、行政裁判所案の如く、普通の司法裁判所であり乍ら、行政裁判所という名称を用い庁舎も別なものであるのは特別裁判所と誤解せられる虞もあり國民が出訴に際し、戸まどいをするし、又裁判所内部でも管轄違といったことも起り、どうかと思う。

例え行政処分の效力自体に關する訴訟と行政処分の效力の無効を理由として処分に因り蒙りたる損害賠償を求むる訴訟の如きは一般國民として前者は行政訴訟たること明らかなるも後者はその判断に苦しむと思ふ。

未延委員 特に行政裁判所なる名称を用うることは、不可なり、普通司法裁判所の行政部とでもしては如何。

宮沢委員 奥野委員の意見に賛成なり。

白銀委員 権限争議はなくなるし、管轄が違ふ場合は裁判所間で移送出来るのであるから、差支ないと思う。行政事件は相当多数に上ると予想されるから地方裁判所、控訴院で、普通の事件と一緒に取扱ふことは、過重負担となる。

新憲法施行直後の過渡的な方法であつて將來は普通の司法裁判所へ入れるべき趣旨である。

田中委員 特別な訴訟であるから、考慮の必要はあるが、普通の司法裁判所において行政事件を取扱ふを可とする。

三野委員 要するに事務の分配、判事の配置の問題である、事件が行政事件か、民事事件か、その區別困難なるを以て、特別な手續で、特別な審理をなさず、一般事件と同様でよいと思考する。

判事の資格については、行政事件を取扱ふ判事も一般の判事と同一とすることを要する。審理手續、組織の兩方面から特別の裁判所を設けることは不便なるのみなら

す、寧ろ不要なり。

佐藤(博)委員 特別の裁判所を設け、特別の判事資格を定めることは新憲法上許されぬところであると思考する。

沢田委員 英米に於ても現在、普通の事件と行政事件とは取扱を異にする趨勢に在り、事件の特殊性に鑑み、折衷的な案を採りたる所以なり。

末延委員 米國に於ては行政事件を普通の事件と同一に取扱うことは、時間及び費用を非常に要し、行政事件の審理には専門的知識を要するので、委員会制を採る傾向に在り、新憲法才七十二条の規定は行政機關は終審としての裁判は出来ぬが、終審でなければ差支ないのではないかと解せられる。普通司法裁判所内に行政部を設けるを可と思考する。

主査 行政裁判所の意見の如く行政裁判所を設置すべきや否を採決によつて決定することと致度。

採決の結果、行政裁判所を設置すべしとの意見は二名(沢田、日銀兩委員)にして行政裁判所は設置せざることに決定す。

沢田委員 行政法規が変更せられざる限り普通事件と行政事件の區別に依然存するに非

ざるや。

奥野委員 行政事件は普通事件とは別に存するのである。

兼子委員 行政部、民事部を分設する趣旨は單に事務配分の問題か又は事件の性質が異なるとの趣旨か。

奥野委員 事務分配の問題なりと思考する。行政事件も民事事件と一緒に取扱はれるに於ては抗告訴訟と当事者訴訟とを分けて考えることは單に学理的問題でその必要なしと思考する。

田中委員 原案の趣旨も單に説明の便宜上、分けて掲げたに過ぎず、別個に規定する趣旨には非ずと思考す。普通の部とは別に行政部を設けて、行政部判事(奥野委員、行政事件)は行政官経歴者を加えるを可と思考するが非常に少ない裁判所では特に専門的の判事を置く迄もないのではないか。

沢田委員 現在でも事件の性質上審理に特別の知識を要するものがあるので、租税部とか地方部とか専門的の部を設けている。

内藤幹事 現在の人事訴訟が裁判所の人事訴訟部で取扱はれているのと同様の關係で、行政事件は、行政訴訟部で取扱うこととすれば、よいのではないか。

主査 普通の司法裁判所内に行政事件を審理すべき行政部を設けるべきか、否かにつき
採決致展。

採決の結果、行政部を設けることに決定す。

次田委員 中央官庁の処分に対する事件は、東京控訴院、地方庁の処分に対する事件は
地方裁判所の管轄とすることと致しては如何。尤もこれについては行政庁側の意見
を徴するの要あり。

主査 三の裁判官の資格、五の訴願につき行政裁判所の原案を採択すべきや否や採決致
展、尚四の管轄及び才三の行政訴訟手続については次回に審議致展。

採決の結果、原案通りに決定す。
行政訴訟関係起草委員及び幹事として田中委員、栗林、正木、岡田各幹事追加選任せら
る。

午後五時十分散会

才一小委員会（構成法、検察庁法関係）才七回会議出席者
才七回、昭和二十一年七月二十六日午後一時三十分より

委員

谷村唯一郎

田中

二

郎

奥

野

健

一

牧

野

英

一

郎

佐

藤

藤

佐

田

多

井

四

郎

加

島

五

郎

鍾

田

豊

吉

梶

田

年

三

沢

田

竹

治

郎

佐

藤

祥

樹

三

野

昌

治

坂

野

千

里

堀

野

忠

嗣

佐

藤

千

博

郡

保

祐

一

（代理出席）

井

手

成

三

久

保

敬

二

郎

白

銀

朝

則

根

本

松

男

宮

沢

俊

義

幹事

丸

才

司

未

延

三

次

中

西

要

一

兼

子

一

中

西

要

一

正	小	栗	勝	内	赤	堀	畔	田	岡	石	河	五	鮫	国
木	林	林	田	藤	木	野	上	中	咲	田	本	鬼	島	宗
	一	敏	成	頼		宜	英	真	恕	富	喜	堅	真	
吳	郎	天	治	博	曉	慶	治	沢	一	平	与	磐	男	榮

藤	北	新	山	川	位	福
根	川	谷	本	島	野	原
書	書	正	清	一	益	忠
記	記	夫	二	郎	雄	男

○昭和二十一年七月二十七日開催司法法制審議会才一小委員会幹事会議要録 於司法省
会議室

(席上配布書類)

一、裁判所構成法改正法律案要綱(才一小委員会起草委員試案)

(出席者) 別紙記載の通り

午前十時開会

五鬼上幹事 本日は起草委員において裁判所構成法改正法律案要綱ができましたので、
幹事会を開催しました。議事整理上根本幹事を議長に推薦し議事の進行をはかりた
ことと思います。

多数幹事 賛成

根本幹事 経緯ありませんが皆さんと一緒に研究して行きたいと思ひます。先づ内藤
幹事より要綱の御説明を願ひます。

内藤幹事 説明致します。最初要綱を川島幹事に朗読して頂きます。(朗読後要旨を説
明)

川島幹事 朗読

議長 先づ法律の名称を決めて頂きます。

内藤幹事 従来は憲法五十七条には裁判所の構成という字句がありましたが、改正憲法には斯の如き明文もなく且つ檢察庁法と並びますため「構成法」をとり「裁判所法」と改めました。

議長 構成と裁判管轄では不可分のものでありますから一緒に審議願います。御意見がなければ原案通りで進行致します。

内藤幹事 裁判官の数は十名、十六名、二十名という案もありその少数の理由としては、部を設けない。多数理由としては裁判官に対する国民の信頼を高め、上告を少なくするということは本末顛倒で、立法、行政部門に対抗するには多数を要するとの意見でありました。起草の意見は最高裁判所は法令解釈の機関であり、法令の審査等人数では仕事ができない、又部を設けないで「リンペンチ」で裁判するという考えで十五名と定めました。

正木幹事 今迄信頼を以ていた大審院はなくなる解ですね、控訴上告に制限を受ける様になり国民の権利を減せられる様な感じがしますが。

議長 私はその様な考えません。

正木幹事 裁判官の数は十五名は少ないと思います。仕事の量と見比べて、もつと増員すべきと思はれます。

河本幹事 上告理由からしますと、相当数の事件があると思いますね。

奥野委員 実質の建前は、全部を含めた上告は二審で済ます憲法違反は最高裁判所のみに上告を制限するというのです。

内藤幹事 「二の一」の書き方は上告を認めるという意です。

赤木幹事 この書方では全部上告できる様に思はれます。

奥野委員 裁判官の人員ですが米の場合は非常に少なく九人ですが相当数の事件を処理しています。それで口頭弁論もやります。

五鬼上幹事 本問に関する議会における金森國務相の答弁では十名乃至十五名位というておりますので、原案程でなければ議會、総司令部が通過できないかと思はれるのであります。

正木幹事 事情を伝え相当数増加する様考慮しては如何ですか。

奥野委員 裁判官の数はこれ位でよろしいと思います。

河本幹事 最高裁判所が抽象的に法律論のみを取扱うとなると、国民から離れて、実質

的には一種の行政の標に考えられ、最高裁判所が宙に浮くことを國民は嫌うと思います。

兼子委員 これは民事のみを考えたものであります。

赤木幹事 最高裁判所まで行かない法律問題もあるのではありませんか。

矢野委員 事件が行けるだけ行くというのに悩みがあるので、重大事件は最高裁判所へ小事件でも国民生活に影響大なるものは取上げる、又事件全部反対の場合のものも取上げる、そして取上げる取上げないは最高裁判所の認定に任せる。

河本幹事 二審制は國民は反対と思います。

矢野委員 戦時中の二審とは違うのですが。

河本幹事 裁判官の数は一応十五人でやり、もし不可能のときは改正して増員する、然し現在の三審制で行くということでは如何ですか。

正木幹事 十五人では國民が信頼しないと思います。選任の点ですが、各方面の権威者を網羅し殊に論理学の詳しい方等も選んで頂きたいと思います。

坂島幹事 実際にやつてみて増員することとは不可能に近いと思はれます。それは實際は補佐官があり実質的に裁判に關手するとなりますから、人員の少ないというこ

とは、裁判官の地位が余り高い処にあるのでこれをもう少し考えたら如何なものですか。

栗林幹事 他の部面に対抗するので、司法部の地位を上げねばならぬので、裁判官の地位を下げることは反対です。

三種分立は米國では既に動搖を來たしておりますので、この際補佐官制度を用いることは結構と思います。

河本幹事 裁判官の数は十五人で上告理由は制限せぬということで、原案通りでは如何でありますか。

内藤幹事 手続關係のみは含まないで、上告却下のできる規定を設けては如何でありますか。

刑事手続の違反問題は刑事訴訟法に規定しますか。

矢野委員 極く手続の違ひのどうか、裁判については違憲問題となるのではありませんか、その場合再審理ということは最高裁判所の管轄となるか、この規定がなければ賄えなくはないですか、詳しくいうと訴訟法に規定すべきかということになりますね。

栗林幹事 最高裁判所を信頼して評しいことは規定しない方がよいと思います。

野不幹事 刑事の方は、備考一の「処分が憲法に適合せざる云々」とありますのには、疑問を持っています。所謂憲法論は最高裁判所で判断するので下級裁判所では疑問があつても判断することができないかどうかであります。

奥野委員 憲法違反で法律が無効になつた場合は国はその法律を廃止することになりますかね。

議長 二は原案通りと可決し、三の裁判官に移ります。

(他に意見なし)

丸幹事 (一)の任用資格で一定期間となりますが、この期間は何年位で、最低年令は何才位になりますか。

内藤幹事 一定期間は二十五年であり、最低年令は五十五才位となります。

五鬼上幹事 任用資格は時間もありませんからこの位で決をきめて頂いては如何ですか。

議長 別段意見ありませんから原案通りと決定します。

(二)停年に入ります。

五鬼上幹事 年令をもう少し上げては如何ですか。

河本幹事 長官のみ別にしては如何ですか。

議長 国家一流の人を用うるとしては七十五才位を適当としませんか。

内藤幹事 現在の一流法曹を求めて七十才以上でなければ人物を得られんこととなりますと問題と思はれます。

奥野委員 一応この儘では如何ですか。

栗林幹事 民主化から参りますと若い人を望むということが良いと思います。

議長 原案通り決定致します。(三)報酬に移ります。

内藤幹事 法律で定める場合経済事情の変動著しい現在どの様に定めるべきかと思ひます。

山本幹事 経済事情の変動著しい今日でありますので、この法律でなく別の法律で定めの方が便利と思います。参考に現在大臣俸給の改正案を申し上げますと総理大臣が年俸三万円一般國務大臣が二万三千円であります。

赤木幹事 最低額だけはこの法律に規定して置くべきと思います。

栗林幹事 裁判官には行政官と異なり役得という様なこともないのであり、山本幹事の御意見には反対であります。

所謂國務大臣に連するといふことは観念的でありますから。

議長 法律で定めるか、制令で定めるかですね。

政島幹事 任用当初から終職迄十年間昇級といふことは考えないのでありますか、（物
価事情の変動のなきことを前提として）年功加俸位必要と思ひます。

内藤幹事 恩給の点が問題なのですが、十年間一定額の考であります。規定の方法とし
てこの法律で決めるか又は改正の点が簡易であるから單行法で決めるかですが。

河本幹事 一応原案通り裁判所法で規定しては如何ですか。

議長 原案通りと決定致します。

政島幹事 報酬の次に「四親任官とすること」を加えては如何ですか。

多数幹事 賛成

議長 政島幹事の提案通り追加します。

四審理及裁判（一）小法廷に移ります。

岡咲幹事 裁判官三名を二名として（全員一致でなければ決が取れないので）は如何で
すか。

議長 二名という意見がありますが他に御意見ありませんか。

多数意見二名

五鬼上幹事 幹事会ではこの程度で如何でありますか。

議長 二大法廷について

栗林幹事 原則として合議することにして判決書に少数意見を掲げるとしては如何です
か。

議長 原案は附記しないというのですね。

正木幹事 原則として「附記すること」として進行しては如何ですか。

議長 附記を原則とし「を求めること」を削除します。

田 附屬機関

丸幹事 補佐官には身分保証の規定がないのでありますか。

内藤幹事 唯補佐するのみであり必要ないと思ひます。

議長 原案通り決定します。内名称

多数幹事 原案通り異議なし

議長 原案通り決定します。

本要綱につき若干の修正意見もありましたが各事項共大体原案通り可決致しました

午後〇時三十分散会

特別參列

栗 野 内 小 柳 赤 塩 畔 田
杯 木 膠 沢 川 木 野 上 中
幹 幹 幹 幹 幹 幹 幹 幹 幹
事 事 事 事 事 事 事 事 事

—103—

○昭和二十一年七月三十一日開催司法法制審議会才八回才一小委員会議事要録 於司法省
会議室

(席上配布書類)

一、特許事件に関する現行手続

二、特許法改正

三、工業所有権法戦時特例を廃止する法律案

四、工業所有権法戦時特例

(出席者) 別紙記載の通り

午後二時開会

樺田王奎 本日は行政訴訟につき考慮すべき要綱中前回審議未了の事項につき審議願います。先づ最初に「管轄」を議題とします。

沢田委員 差当り試案として、抗告訴訟及び当事者訴訟につき才一審を行政地方裁判所(以下地方裁判所という)この地方裁判所の控訴については行政高等裁判所(以下高等裁判所という)と致しましたが地方裁判所へ訴提起する場合一応その前に行政官庁で裁決することにしてはとの意向もありますので(訴願に関連する)行政官庁

の方にも御意見承りたいと思います。

奥野委員 各省大臣の処分についての訴は高等裁判所が一審となりますか。

沢田委員 中央官庁の処分に関する訴も一審は地方裁判所の管轄と考えておりますが、本当は東京高等裁判所で取扱うのが相当と思います。地方行政官庁の取扱った事件につき中央官庁が裁決すると、いうことになります。と全部東京へ来ることになりますので。

日銀委員 行政官庁の裁決を認めるとなると、一審を地方裁判所とすれば四審になる結果となり一審は高等裁判所が相当と思はれます、然し訴願を認めている法律に依つてであり、認められていないものはこの限りではありません。

昭和三年法制審議会の認めた行政訴訟を許すときは訴願の方へ行かないで、行政訴訟を認められないものは全部行くことになると思ひます。

沢田委員 才一審として行政官庁才二審として地方裁判所才三審として高等裁判所となりますか。

日次委員 訴願を行政訴訟の前提として認めてよいか、この点疑問であります。管轄の問題は他の方と関連して決めるべきと思ひます。三審制なれば東京の裁判所と特

定する必要はないと思はれます。

梶田王査 議員選挙の結果については訴願を許すのですか。

田中委員 訴願を許す考えであります。

梶田王査 特別な事情のあるものについても訴願を認める意味でありますか。

田中委員 そうです。

奥野委員 地方行政官庁又は中央行政官庁で処分した事件につき地方裁判所又は高等裁判所に出訴するのですか。

日銀委員 奥野委員のいはれた点は各法律で規定すべきと思います。従来は一般法で規定されていたが、今日はこれが廃止されるので各法律にこの規定を設け、尙裁判管轄も併せて規定すべきと思います。

坂野委員 根本になりますので此処で定めて置く必要がありますね。裁判所法に明文を置くということもはつきりして置くべきと思います。

日銀委員 この前法制審議会では一応地方行政官庁への訴願は沮み通常裁判所へ出訴し、それから高等裁判所へそして高等裁判所を終審とするとのことでありました。

坂野委員 その考え方は二審制ですね。

沢田委員 今迄の考え方は二審制です。

梶田王査 この程度で起草委員に一任し成案の上で尙諒するということでは御意見ありませんか。

多数委員 意義なし

梶田王査 御意見ありませんから起草委員に廻します。

次に行政訴訟手続ですが独立法として制定しますか、それ共民事訴訟法の中に設けますか、御意見承ります。

奥野委員 民事訴訟法の他に特に規定がなければ、行政庁の命令の取消、変更処分を命ずることは裁判所としては規定なければ出来ない難しい問題です、民事訴訟法だけでは賄えきれぬと思います。

沢田委員 行政訴訟手続に関する特別法を設けては如何でありますか。

奥野委員 例外のものについてのみ特別法を設け民事訴訟法に規定のあるものは準用するということでは如何でありますか。

坂野委員 奥野委員と同意見です。

沢田委員 新たに特別法を設けた方が便利と思います。

梶田王査 行政裁判所試案の「行政訴訟につき考慮すべき要綱」中才三節に規定があり、この程度のものでは如何でありますか。

宮沢委員 行政裁判所がなくなるのでありますから別に規定を設けた方が良しいと思います。

白銀委員 訴訟費用の点で印紙の区別ができますか。

田中委員 特別に規定を設ける御意見が多数の標であります。特別を認める範囲がどの程度でありますか、その範囲によつて実質的に見て相当広範囲になるとすれば少しばかり民事訴訟法を適用してもかえつて複雑化するのみであり色々の意味で一つに纏めて特別法を制定しては如何でありますか。

三野委員 民事訴訟法は審判そのものの規定であり行政訴訟と民事訴訟とを別にする必要はないと思います。

同じ判事が同じ資格で裁判するというので止むを得ざる点につき特別を設けることは良しいがその他は反対であります。

梶田王査 御意見が二つに分れる様であります。特別として設けるもののみを別として可及的民事訴訟法の適用で賄うことにして起草委員に廻し起案の上審議願うこと

にしては如何ですか。(多数異議なし) 御異議ありませんから起草委員に廻します。

行政訴訟関係はこれで済みました。

三野委員 判事の資格は論じましたか。

梶田王査 考慮することになつており裁判所構成法起草委員に委託することに致します。次に特別管轄として特許関係に移りますが特許事件が如何なる手続で行われておりますか御説明願います。

兼子委員 専門ではありませんが、前に特許のことで出席しておりますので申し上げます。法文には出訴となつていますが普通は一般の上告審査系統のものが特許局内にあります。

審判系統の事件は行政訴訟の性質にて無効確認の訴訟手続と同じ様な手続であります。戦争前の手続に戻ることにありますが、審判を繰返すだけで上級審下級審の差別ないので特許審判のみ残しては他の釣合がどうかと思はれます。大審院の「コントロール」が現在より減するのではないかと思います。特許局の審判は治審決のみ認めることにしては如何でありますか。

久保委員 初めて会議に出席したのでよく解りませんが、特許権(出願)を与えるとい

うことは行政訴訟と同一に認められることに抗告審判を、認めるには行政的の意味を甘受せなければならぬので、最終審は行政官庁では、できないから大審院え行くことになりました。唯技術的問題で技術官の居る処でないと困るという問題があります。一、二審は技術官の居る処で才三審は大審院で、審判系統として確證審判の他に訂正、分割の審判があり、誤謬のある場合は訂正、特許権の中で何發明しかないが未發明が包含されている場合は分割ということが起ります、従つて一種の行政処分であります。

抗告審判で事実の最後になるからの問題は研究してありませんから御意見承りたいと思います。尙新憲法の才七十二条は司法種のみを指しているのではありませんか、お伺いします。

梶田主査 改正憲法才七十二条にいう司法種の範囲は行政種（処分の問題）も包含するもので特許権は兼子、久保委員の意見の通りであります。特許局が抗告審判をやっている事実は抗告審で決まるので改正憲法才七十二条才二項に抵触するので問題となります。特許局の御意見は大審院え行く規定になつていたので現行法通りで差支ないとのことではありますが。

奥野委員 単に大審院と申されても、改正憲法の規定に依り従来と異なり、非常に趣きを異にしており今迄の儘にして大審院の管轄と為すことはでき得ぬと思ひます。

久保委員 それでは一考致します。

奥野委員 今迄大審院の管轄でした上告を控訴院の管轄としては如何でありますか。

久保委員 裁判所には技術官がおりませんので事実の点が問題と思はれます。

奥野委員 従来も損害賠償事件として地方裁判所でも取扱つていましたので御心配はないと思ひます。

久保委員 査定不服の審判等になりますと、技術的になりますので、技術の判定がどうでありますか、實際と離れがあります極に見受けられる点もありまして「アメリカ」では選択的に行けるとなつてゐる様に思ひますが。

梶田主査 特殊なものでありますので憲法違反になりますと困りますから。

久保委員 その点頭に入れ研究致してみます。只今の処戦時、特令の廢止法令が本會議に上程されていますので二、三日程お待ち願ひます。

梶田主査 才二番を裁判所へ移しますかどうか大体の御方針を決めて頂ければ結構であります。

久保委員 今迄の儘ですと困ると思いますが、今の大審院へ行く意味でありますれば。
加島委員 形式的に言えば行政処分であり、大臣の処分についてどの裁判所えというな
ら研究の余地はないと思います。

田中委員 改正憲法の規定に正面から抵触するかどうかとなりますと大審院の管轄がよ
いと思いますが、従前の大審院とその性格が違うので、その点を考え、原案にある
様に控訴院の特別管轄としては如何でありますか。

梶田王査 一応原案に依り起案をした上で特許局の意見を伺つて決定することにしては
如何ですか。(多数異議なし)

御意見ありませんから左様決定致します。

行政法の関係はどの程度に致しますか、会計検査院で「判決」という規定があ
りますがこの判決は裁判であるか否か、裁判なるとすれば問題ですが御意見承りま
す。

(会計検査院法才二十条才三条参照)

沢田委員 今年検査院の判決には執行力がないのでありますから効力が違います。横領
等の場合は私訴が起き民事訴訟となります。

宮沢委員 改正憲法から行きますと会計検査院の判決後裁判所へ行く規定がありません
と、行政官庁の判定で最後を決定することになりますから問題であります。

田中委員 宮沢委員と同意見であります。原因は判決で確定するのであり、やはり最後
の道を拓いて置かなければ憲法違反となると思います。

梶田王査 判決と規定あつても一種の行政処分であり不服の申立を許していないので司
法権の範囲になりますか、ありませんかが問題であります。

白銀委員 如何なることでも不服があれば地方裁判所へ出訴できると思います。

田中委員 その場合地方裁判所へ持つて行くかどうかは。

白銀委員 それは会計法で決めるべきであります。

梶田王査 これは内閣の四部会の問題で三部会でも問題になつた趣旨を通報し四部会で
決定して頂くことにします。この委員会では決定出来ませんから御承知願います。

次は裁判所構成法につき考慮すべき問題中「四、その他」を議題とします。先づ裁
判官の罷免、懲戒について審議願います。

沢田委員 裁判所で実例がありましたのですか。

奥野委員 「裁判官の罷免を決定する」というこの裁判の決定は広い意味ですか。

梶田主査 改正憲法才七十四条の規定であります。

坂野委員 懲戒裁判と同一の方式でいふべきことはいはせてやつた方がよいのではありませんか。

兼子委員 裁判の形式でやるべきと思います。内閣でこの判事は職務に堪えないとなつたら最高裁判所を請求して最高裁判所で裁判する、現在は司法大臣が請求することになつており実質的には變りないと思います。

梶田主査 懲戒裁判所と如何なる関係がありますか。

兼子委員 懲戒裁判所との連絡はまだ考えていません。

奥野委員 最高裁判所のみが裁判権を有するか又は全国の裁判所も裁判権を有することにするか如何でありますか。

鎌田委員 東京弁護士会の意見としますと弾劾法に基き弾劾法の中に懲戒もまとめて参議院、衆議院から裁判官をだして裁判するという意向であります。

奥野委員 この裁判は司法権本来に屬する裁判と考えるべきと思いますがその点は如何でありますか。懲戒機関も行政機関でやつてはいけないと思はれます。

鎌田委員 裁判官のやつたことを裁判官が裁くというのは如何かと思はれ参議院、衆議

院の者が裁く方が適當と思ひます。

梶田主査 同一裁判の形式でやるのですか。

田中委員 心身耗弱の場合も弾劾と同一で内部の自肅ということが良いと思ひます。

三野委員 この規定は重要で嚴肅であるから心身耗弱の場合は監督者は行政監督の点から起訴する様に懲戒裁判所は最高裁判所の判事を以て構成する様にするとしたら如何ですか。

梶田主査 総会程度のものでですか、罷免の請求は監督者ということですがどうでしょうか、形式は裁判の形式で構成員と罷免の請求者については一應起草委員に起草願ひその上で決定して頂くことにしては如何ですか。

(多数異議なし)

御意見がありませんから左様決定致します。懲戒裁判については改正憲法才七十四条後段の判事懲戒法で決めてはと思ひます。

奥野委員 罷免は判事懲戒法では決められないと思ひます。

梶田主査 現行の判事懲戒裁判は。

奥野委員 免職となります。

内閣幹事 懲戒制度は必要と思います。譴責、謹慎及び報酬を減んすることはできないかとの御意見もあります様ですが停職免職裁判に依る司法種の独立に差支ないと思はれます。

田中委員 改正憲法才七十四条の解釈問題ですが、刑の宣告あつても罷免されないと解釈がでますが、裁判の手續をすれば減俸も罷免もできる様に思います。

奥野委員 犯罪は弾劾の原因になるが弾劾を行はなかつたらどうなりますか。

梶田王査 減俸を規定しても良いですか。

内閣幹事 現在起草の方で考えておりますのは減俸、譴責、免職及停職の四種であります。坂野委員 減俸は規定せぬ方が良いと思います。この場合は弾劾になるのではありませんか。

宮沢委員 罷免は弾劾ということ、減俸は懲戒でやらない方がよいと思います。

梶田王査 大分御意見を承りましたから色々御趣旨を斟酌して起草委員に廻すことで如何でありますか。

(異議なし)

御異議がありませんから起草委員に廻します。

次に司法行政監督の系統について譲して頂きます。

奥野委員 最高裁判所が下級裁判所の行政監督権を持つことになりますから司法大臣に監督権がなくなります。又裁判所の「部」を設けると部長が監督権を持つことになるからこれを廃止し部長に監督権もなくするというのです。最高裁判所が「リスト」より判事を任命するとき東京控訴院判事が単に下級裁判所判事と任命されるのか、どうか、任期十年の規定がありこれが問題であります。任期は通算するとなるれば良いが通算しないとすれば任命はその裁判所を離れてあり得ないことになりませんが。

梶田王査 任期は通算主義で良いと思いますがどうですか。

裁判所書記、執達吏及び廷丁の任命監督は如何ですか。

奥野委員 官吏一般内閣で任命するのでこの同一歩調で行くとの説もありますがどうですか。

坂島幹事 内閣の意向は聞いていませんが改正憲法才六十九条の規定により最後の責任を内閣で負はねばならないので内閣に列する閣議の構成員の責任があり同法才七十三条の内部規律では具台が悪い様になります。

呂次委員 司法部の職員として部内で聘うことはできませんか。

兼子委員 任免の最後のものは内閣にあり、裁判所には具状権あるのみでありますから、委任規定があれば良いと思います。

樺田主査 現行は、司法大臣ですが今度は内閣総理大臣となるのですか。

兼子委員 最高裁判所長官を通じて内閣総理大臣が任命するのだと思います。

田多井委員 今度の改正により裁判所換事務局が分離し従来の司法部が一新するとき最高裁判所長官に書記の監督権がないと統一を欠き弊害を生ずると思います。

白銀委員 特別の理由がありますので裁判所構成法中に規定すれば官吏法の例外として認められるのではありませんか。

田中委員 法律で決めるのみでは改正憲法六十九条に依り無効になり違憲問題が起きると思はれます。

果林幹事 内閣に任命権あるというのは、その系統の者がやればよいので田中委員の意見とは反対であります。

田中委員 改正憲法六十九条に依り委任がなければいけないと思います。

宮沢委員 改正憲法六十九条の趣旨は一般行政部のことのみを指すではありません

か。

佐藤博委員 (裁判所書記は裁判所の構成員でありますので裁判所で任免できぬとなりますと問題であります。

樺田主査 監督系統は最高裁判所長官を監督官として裁判所構成法に準じて決め、官吏法との関係は才一部会と連絡し起案することとし起草委員に廻しては如何でありますか。

(多数異議なし)

御異議ありませんから起草委員に廻します。

奥野委員 登記、供配、戸籍は司法行政事務であります、司法大臣、最高裁判所長官何れの監督系統になりますか。

御意見を承りたいと思います。

三野委員 書記の監督系統と同步調にて登記、供配及び戸籍を切離すことは不可であり全部最高裁判所長官と思えます。

奥野委員 行政事務を完全に切離すということでは如何でありますか。

長谷川委員 民間では印税収入により裁判所の特別会計ということも叫んでおり、登記

等も裁判所系統へ行くべきと思います。

出多井委員 裁判事務は最高裁判所長官に行政事務は司法大臣えとはつきり決めては如何でありますか。

三野委員 登記、戸籍及び供記を司法省の監督とすることは結構ですが、区裁判所判事の関係を完全に分離して頂きたいのであります。

坂野委員 三野委員と同意見です。事務の再分配も希望します。

内藤幹事 登記は、裁判所書記でなく司法省の書記と致しますか。裁判所書記の名称については長年米改正の要望ありますので御考えを願います。

梶田主査 起草委員の方に良案がありますれば立案願いたいと思います。

大分御意見もありますから本間については決をとらずに置き向次回に再応募願うことに致します。

会計の運営については如何でありますか、御意見承ります。

長谷川委員 司法省を廃止し、所管事項全部を最高裁判所へ移し印税収入を以て特別会計としては如何でありますか。

佐藤(委員) 予算の運営については閣議に出席して責任を負う者がなければ具合悪いと

思います。最高裁判所の長官は閣議出席できないのですがその点は如何ですか。

長谷川委員 それは立法技術にお任せします。

梶田主査 司法省の存廃問題は保護、行刑関係をその儘とし存置することになつていますが、裁判所の予算を司法省から離すかどうかですね。

三野委員 裁判所の予算を司法省へ置くことは予算を取るのに便利とのことでありすが司法の独立を民衆に知らしめ裁判所を尊重するという観点からも予算を司法省と裁判所を今離すべきと思います。

坂野委員 機構を改めねばならないが差当り裁判所の予算は最高裁判所より大蔵省へ提出し大蔵省に於て取つて貰うことにしては如何ですか。

沢田委員 裁判所の予算を司法省から離し最高裁判所において予算要求するといふのも理想としては結構なるも従来の実状では到底うまくいきません。唯長官その人を得るということも問題と思いますが。

田多井委員 司法権の独立ということを国民並に代議士が認識すれば相当余裕ある予算が取れると思います。司法省存置の問題も裁判の重大性を認めると予算の心配はぬけて来ると思います。

奥野委員 閣議に代表を送らねば予算を取ることに困難を来たことは事実であり、裁判所は裁判に専念し予算関係は司法省が専念するということにした方が効果的だと思います。尙裁判事務も今後新立法があり益々事件は増加し忙しくなると思われます。

田中委員 司法省を存置するなれば予算の問題で私は奥野委員と同意見であります。奥野委員のいわれた様な方法で予算を取るのも結構ですが、新しく予算を取る必要も相当あり、現に行政事件とその人員の増加も意味あり今後裁判所予算は相当増加するでしょうが、一般的に削減される場合は予算の面において政府当局との微妙なる折衝があつて、最後は閣議の中で大臣大臣で行われるので実際問題として最高裁判所に事務局を置きその事務局をして取扱せしめても事務局長の力では到底及ばないと思はれます。尙裁判所の特別会計という御意見もありましたがこれは印紙収入に割金もあり根本的に検討の必要があり私は特別会計には反対であります。裁判所には司法部を代表する司法大臣があつて予算関係を掌るということにした方が良しいと思います。実際問題が起きて予算削減という場合には先づ一番さきに削られ復活となると一番遅くくれるというのが大臣の出ておられない処は普通であります。この点からしても司法省存置のことも希望致しています。

栗林幹事 組織と予算で組織を分離して予算を分離しないということはないと思はれます。予算要求に不利不便のことですが最高裁判所には大臣級の人物が十五、六人もいて充分なる予算が取れ得ないと思われません。

判事でも本省において会計方面で相当活躍した人も多くあり決して心配ないと思ひます。

梶田主査 予算のことは大きな問題でありますから今日決定するには困難ですからこの程度で次回に再議願うことに致します。

次回は来る八月二日（金）午後一時三十分と定めます。御苦労様でありました。
午後五時散会

出席者

梶田主査	佐藤（藤）委員
谷村委員	加品委員
奥野委員	佐藤（祥）委員

柳	小	内	勝	栗	小	位	川	山	岡	栗	丁	鈴	椎
川	沢	藤	田	林	林	木	島	本	田	本	野	木	野
幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事

北	服	野	藤
川	部	口	浪
書	書	書	書
記	記	記	記

特別参列

細	長	久	郡	堀	三	沢	鎌	田	田	兼	宮	白	佐	坂
野	谷	保			野	田	田	井	中	子	沢	銀	藤	野
委	委	委	委	委	委	委	委	委	委	委	委	委	委	委
員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員

” ”

赤	堀	畔	田	岡	河	五	鯨	国	中	丸	根	有	福
木	野	上	中	咲	本	上	島	宗	西		本	馬	井
幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	委	委
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	員	員

○昭和二十一年八月二日開催司法法制審議会才九回才一小委員会議事要録 於司法省會議室

(席上配布書類)

一、行政訴訟法案要綱

(才一試案 司法法制審議会 昭和二十一年八月二日)
才一小委員会起草委員

一、裁判所法中參審制採用方針試案(昭和二十一年八月二日刑別印)

(出席者)別紙記載の通り

午後二時開会

梶田王査 本日は最高裁判所裁判官国民審査法につき考慮すべき問題より審議したいと思ひます。先づ二について御意見を伺ひます。

佐藤博(博)委員 衆議院議員選挙権の有権者と同様でよいと思ひます。

梶田王査 他に御意見はありませんか。(発言者なし)

別に御意見がなければこの程度で起草委員に一任致します。次に三について御意見を伺ひます。

今枝委員 目下国民投票法を立案中であります。

田中委員 投票の方法は、豫め最高裁判所の裁判官の名前を印刷しておいてそれに投票者が何かの印をつけるようにするが適当で、投票者に一々名前を書かせるのは不適当と思ひます。そしてこの投票は衆議院議員総選挙と同時にに行はるべきものでありますから、選挙の投票用紙と同一用紙でこの無査の投票をするようにした方がよいと思ひます。又無査投票者の名簿は、総選挙の選挙人名簿に基く外、選挙に關係ある官公吏等もこの無査投票は出来るように、右選挙人名簿を修正する必要があると思ひます。

兼子委員 憲法改正案才七十五条の投票者とは、選挙の投票者のことで、その際無査について何も書かぬ者は裁判官の罷免を望まぬ者と見てよいと思ひます。

佐藤博(博)委員 投票者に謁免しようとする裁判官の名前を書かせる必要があると思ひます。

梶田王査 裁判官の名前を豫め選挙民に知らせる必要はありませんか。

佐藤祥(祥)委員 選挙公報に掲載することにしたらどうか。

兼子委員 選挙の際裁判官の名前を印刷したものを投票者に配るがよいと思ひます。そして一枚の投票用紙の上部の方を選挙に、下の方を裁判官の無査投票に使つたらど

うかと思ひます。

長谷川委員 投票者に罷免せんとする裁判官の名前を書かせる必要があると思ひます。
豫め印刷された裁判官の氏名の上に×印をつけるような漫然たる方法はよろしくないと思ひます。

三野委員 選挙と同様に丁寧に取扱うという立前から投票者に罷免を望む裁判官の名前を書かせたがよいと思ひます。

鎌田委員 裁判官についての知識を国民に知らせることが何より必要だと思ひます。

正木幹事 審査を受ける裁判官はこれを選挙公報に発表することにし、その裁判官は審査に関し公開演説をすることにしてもよいと思ひます。

三野委員 審査に附せられる裁判官を国民に知らせ、且つ審査の資料を或程度国民に知らせねばならぬと思ひます。

鎌田委員 判決の小数意見を常時一般国民に知らせることが必要と思ひます。

長谷川委員 国民審査の資料として日常裁判そのものを一般国民に知らせることが必要と思ひます。

梶田王査 投票の方法については、以上の御意見を斟酌して起草して貰うことにし次に

三に移ります。

田多井委員 裁判に於ける少数意見を知らせるより裁判官の人格識見を国民に知らせることが必要で、そのためには合議を公開し公衆の面前で堂々と意見の交換をさせるような方法をとることが適當ではないかと思ひます。尤もこの合議公開は、最高裁判所だけでは不徹底で、下級裁判所に於ても実行の必要があると思ひます。

未延委員 裁判官の人格識見を国民に知らせるためには、合議の公開は不適當で、矢張り少数意見の発表が適當かと思ひます。

栗林幹事 裁判所について最もよく判つてゐる大学教授團、弁護士会等に、裁判官支持の有無を発表させるような方法をとるのがよくはないかと思ひます。

梶田王査 この程度で起草に廻すことにし、次に「判事弾劾法につき考慮すべき問題」に移ることにします。先づ、弾劾裁判所の構成について御意見を伺ひます。これについては議合に合議すべきではないかと思ひます。

坂野委員 同院協議会と同様二十名位ではどうでしょうか。

梶田王査 他に御意見がなければ代議士会に連絡して起草して貰うことにし、次に三詠追機関の構成について御意見を伺ひます。これについては国民の弾劾なのか、国会

の弾劾なのかという問題もあると思いますが如何でしょうか。

兼子委員 弾劾裁判所は国会の一機関なのか、国会とは独立した機関なのかという問題もあると思います。

田中委員 弾劾裁判所は国会の一機関のように思いますが、閉会中は常置委員会のようにするとしても、解散の場合はどうなるのでありましようか。

加島委員 これは国会の一機関で、衆議院が解散になれば、新しい国会が成立するまではなくなると思えます。

兼子委員 国会の一機関とするならば、規則の制定等を国会でやるべきではないかと思えます。

佐藤祥委員 私も右に同意見です。当委員会としては国会に意見を提出する程度でよいでしょう。

兼子委員 訴追も弾劾に関する事項を解してよいと思えます。

田多井委員 弾劾裁判所は国会の一機関と思はれますのでここで決定的な案を作る必要はないと思えます。

梶田王査 内閣で判事弾劾法を作る予定のようですが、ここでも一応案を作つてみたい

と思えます。

兼子委員 左様な御意見で考えて見る程度なら結構と思えます。憲法改正案が七十四条の「公」の弾劾とありますのは「公式」の意味か「公衆」の意味かはつきりしませんがどうでしょうか。

梶田王査 国民の総免権と考えてよいと思えます。

兼子委員 私もそれに同感であります。

加島委員 公の弾劾は国民投票に代るものでありますから、特定判事の弾劾案を該会の本会議に附議せねばならぬと思えます。

長谷川委員 学者や在野法曹を委員とする常置委員会を設けその委員会に訴追をやらせることにしたらよからうと思えます。このような方法で余程慎重にやらねば訴訟に負けた者から悪用される恐れがあると思えます。

三野委員 公の弾劾とは、弾劾裁判所の裁判による意味で国民の弾劾権はその裁判に反映するものと思えます。訴追機関として特殊なものを設ける必要はなく、弾劾裁判所自身で具体的な事案を審査に移すかどうかを考えてよいと思えます。

梶田王査 総免の請願（憲法改正案が十五条）との関係はどうでしょうか。

今校委員 公の弾劾というのは公衆の弾劾と解せられます。

それで訴追等について特殊な委員会を設けることは不適当かと思ひます。尤も事件を裁判に廻す手続について訴追機関が必要かも知れませんが、全国民が弾劾請求出来るようにすることが必要で、この請求権を濫用する者に対しては罰則を設けることが適當でしょう。

加島委員 国民の与論を代表するのが国会でありますから、国民は国会に弾劾の請求をすればよいと思ひます。

坂野委員 罷免の請求は該会の請願委員会に出し、その委員会で採択すれば弾劾裁判所たる別個の委員会に移しそこで裁判することにすればよいと思ひます。

鎌田委員 該会閉会中はどうしますか。

坂野委員 常置委員会のようにすればよいと思ひます。

加島委員 該会閉会中は罷免の裁判は出来ぬものと解します。

鎌田委員 在野法曹等で組織した委員会で罷免の請求を審査の上訴追することにしたがよいと思ひます。

加島委員 石御意見には反対であります。左様な委員会では判事の職務執行停止の決議

位しか出来ぬものと思ひます。

三野委員 弾劾制度は憲法改正案才十五條の罷免請願とは別種なものと思ひますから、裁判にかけるかどうかは弾劾裁判所自身で決めなければならぬと思ひます。

田中委員 右三野氏の御意見に大体賛成であります。その豫審制をしつかりしたものにするのが肝要と思ひます。

梶田王査 以上の御意見に基いて起草して貰うことにし、次に曰弾劾の事由に移りたいと思ひます。

三野委員 弾劾の事由は列挙主義がよいと思ひます。

栗林幹事 判事が刑事事件を起したような場合の請免も本案の裁判によらねばならぬのでしょいか。

加島委員 これは身分保障を利用するような裁判官を弾劾する趣旨のものでこれより外に辟めさせる方法がないときにのみやるべきものと思ひます。

田多井委員 弾劾事由は、列挙主義でない方がよいと思ひます。

梶田王査 この程度で起草に廻すことにし次に曰の訴追、審理、裁判の手続に移ります。坂野委員 該会の懲罰委員会のような手続でよくはないかと思ひます。

佐藤(祥)委員 右御意見に同感であります。

兼子委員 この裁判は公開してやるべきだと思います。

栗林幹事 簡易裁判所々下級裁判所の判事もこの弾劾裁判にかけねばならぬのでしょうか。

加島委員 下級裁判所の判事は適用されるが簡易裁判所の判事には適用の必要はないと思います。

田中委員 兼子委員の御意見のように、この裁判は公開してやるがよいと思います。

沢田委員 判決の形式を採つてはどうかと思います。

長谷川委員 裁判の結果について書面を作る必要はありますが、判決の形式を採る必要はないと思います。

梶田王査 罷免の裁判の結果当然罷免になるのでありましょうか、別に内容の罷免の辞令が必要でありましょうか。

田中委員 罷免の裁判の結果当然罷免になるものと解します。この裁判と恩赦との関係であります。米国の例では恩赦は認めず、将来判事に再任することを禁じている。よって私はそれが適當な措置だと思ひます。

兼子委員 弾劾の請求と判事の職務執行停止との關係であります。私は弾劾請求によつて直ちに職務執行を停止することとせず、弾劾裁判所の命令によるとしたが適當ではないかと考えております。

梶田王査 本案は以上の御意見に基いて起草して貰うことにし、次に御手許に配布の「行政訴訟法案要綱」につき御審議を願うことにします。先づ起草委員会幹事の御説明を伺います。

内藤幹事 右要綱を説明。

坂野委員 何故三のような訴訟手続の特例を設ける必要がありますか。

白銀委員 要綱三を説明。

坂野委員 三の(一)は四があるので不要ではありませんか。

沢田委員 裁判所が相手では審理が出来ぬ場合がありますので(一)のような参加の規定を設けたいと思ひます。

坂野委員 行政訴訟は當事者訴訟ではなく、抗告訴訟だから三の(一)(二)は不要ではありませんか。

兼子委員 原告が非常に多数の場合は裁判所に於て代表者の選定を命ずることが出来る

ようにしたいと考えます。

次に貼用印紙は、今後は国家も人民も平等だという立場から規定したいと思ひます。尤も訴訟物の価額の算定は困難な場合もありませうからそれについては別に考えねばならぬと思つております。

田多井委員 訴訟物の価額算定は困難な場合が多いから一定額の印紙を貼用させることにしたがよくはないかと思ひます。

兼子委員 貼用印紙の基準額については、現在の民事訴訟法の規定でも算定不能なことはないと考えます。

白銀委員 印紙貼用の点については、公衆のために現在より不利益なように改正することとは考慮を要すると思ひます。

宮城委員 二の(ト)の書面整理は憲法改正案才七十八条に抵触しませんか。

沢田委員 その点は多少疑問に思つています。

三野委員 本案には大体民事訴訟法の原則が採用されていますから、二の(ハ)は仮処分でよく、(カ)は形成訴訟の当然の結果とみてよくありませんか。

加島委員 判決の執行方法についても考えておかねばならぬと思ひます。

沢田委員 現在では執行の問題を生じたような例はないようですがありますが、特別の執行方法が決まれば、万全を期することができると思ひます。

有馬委員 従来は金銭的請求は出来なかつたのではありませんか。

沢田委員 左様です。

兼子委員 本案では金銭的請求も当然できるという解釈であります。

坂野委員 左様な事件が本要綱で行政訴訟として取扱へるか。疑問だと思ひます。だからこの案では一を削つて手続だけを定めた方がよくはないかと思ひます。

小林幹事 二の(内)について代理人は原則として弁護士とするというように考えはありませんか。

沢田委員 従来の実例からしますと、実際にその衝に當つた職員が代理人として来ると、審理上多大の便宜があるのであります。然しこの案は職員のみに限る意味ではありません。

栗林幹事 民事訴訟法の適用を受けることになる訴訟上救助の問題が生じますが、保全処分の救助についても御考慮願ひたいと思ひます。

坂野委員 二の(ハ)は削除した方がよくはないかと思ひます。

未延委員 裁判所の命令に反するものについての規定を設ける必要はありませんか。
 宮城委員 才三小委員会では法廷侮辱罪として研究しています。
 加島委員 行政訴訟の判決を遵奉しない者は、一応催告した上適當な執行方法を執ること
 にして貰いたいと思います。

梶田主査 以上の御意見を参酌して本案は行政訴訟法案又は民事訴訟法特例として起草
 委員に於て起草して貰うことに致します。

次回は来る八月三日午後一時半開会、裁判所法中参審制採用方針試案について御参
 議を願います。

午後五時十分散会

出席者

特別参列	梶田主査	谷村委員
細野委員	佐藤(藤)委員	
福井委員	加島委員	
有馬委員	佐藤(祥)委員	

坂野委員	丁野幹事
佐藤(博)委員	丸西幹事
今枝委員	中西幹事
三野委員	畔上幹事
堀田委員	位野木幹事
鎌田委員	正木幹事
沢田委員	栗林幹事
白銀委員	内藤幹事
宮城委員	栗本幹事
未延委員	新谷幹事
兼子委員	
長谷川委員	服部書記
田多井委員	
根本幹事	

八月 三日(土) 才十回才一小委員会

刑事局関係該案につき議事録は刑事局藤浪書記作成せる為め同局の記録(検察庁関係)にあり。

○昭和二十一年八月七日開催司法法制審議会才十一回小委員会該事要録 於司法省會議室

(席上配布書類)

一、裁判所法案要綱

二、近衛才一次内閣以来の各大臣の任官の歴年略調

三、枢密顧問官任官の際の年令調(昭和十二年以降)

四、上告總數其結果及比例(民事)

五、才二審判決と上告申立新受件數(刑事)

六、裁判官國民審査法案要綱

七、裁判官彈劾法案要綱

八、行政訴訟法案要綱

九、検察庁法案要綱案

十、検察庁設置に関する司法法制審議会才一小委員会決定事項

(出席者) 別紙記載の通り

午後二時二十分開会

梶田主査 起草委員より各法案につき要綱案の提出がありましたので、別紙(添附省略)の通り配布致しましたからこの要綱案に基いて審議願います。最初に裁判所法案要綱中「最高裁判所」の關係を論議に供します。各事項につき忌憚なき御意見を承ります。先づ幹事に朗読して頂きます。

裁判所法案要綱「才一最高裁判所」朗読。

田多井委員 根本問題ですが、本案は司法省存置を前提として立案せられたものですか。梶田主査 司法省存置の問題は後刻存置に触れる處で承ります。

田多井委員 裁判官の定員は少い様に思いますが、今後政黨政治の發展に伴い立法行政が一本になる傾向にあり、従つて裁判所の地位を高め裁判所がこれら立法行政部門を監督する立場になりますので判事の補助官を設けないて判事の数を増加したら如何でありますか。

佐藤(博)委員 裁判官の定員問題は裁判管轄の上告の点からきますので、裁判管轄の処で討議したら如何でありますか。

梶田王査 定員の十五名は当委員会が決めたのですから、初めは九名位という少員数の意見と又二十五名、三十名という多員数の意見もあり結局大多數の意見が十五名ということになったのであります。

小林幹事 私は前には少員数の意見でありましたが、只今上告事件の統計を見ますと、一年三、〇〇〇件以上もありますので、到底これでは十五人の定員にては事件の消化が困難と思はれますが事務当局の御考えは如何でありますか、尙本案は「アメリカ」法が相当参酌されていると思ひますが、「アメリカ」法から見た見通しはどうでありますか、私は非常に不安を感じます。

梶田王査 補助官たる調査官もあり、又小法廷制度が設けられますと支障を来たさぬと思ひます。

内藤幹事 「アメリカ」では昨年一三〇何件()の終局件数でありますから大体の見当が消化出来得る見込であります。

松本委員 改正憲法才七十三条才三項には「最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を

定める云々」とあり、最高裁判所が定めべきものを裁判所法により定めることができるのかどうか、私は最高裁判所ができた上で作るべきものと考えますが事務当局の御意見を承りたいと思ひます。

梶田主査 民事局長御説明願ひます。

奥野委員 七十三条は議院に関する五十四条に当り、相對峙しており、細則(内部規則)を決めてよいというので国民の權利義務は法律で決める建前であります。

それから前へ戻りますが裁判官の年令の点ですが議會で修正になる意向がありますので留保して頂いた方がよいと思ひます。

原委員 裁判官の年令の点は、報酬の規定の前に置くのが適當という意見のもとに才七十五条才一項末段の「法律の定める年令に達した時に退官する」の字句を才五項に置を替へるので、内容には変化ありません。

田多井委員 任用資格中(二)の規定は削除して頂きたいので修正意見をだします。裁判官は人を抜くので、事件の真相をつかむことが才一で、尙判決を書くという特殊なことがあり、単に法律知識のあるという大学の教授は適當でないと考えます。

牧野委員 最高裁判所の裁判官は大臣又は大実業家とか、広く人材を求めべきであり余

り窮屈な規定を設けると登用が困難になりますから細い規定は設けぬ方が良いでしょうと思います。尙大学教授は適当でないとの御意見であります、各種委員会等で裁判と同じ様な場面に相当経験をもち、事件の真相をつかみ判決書の作成等にも、事欠く様な心配は決してないと考えますので修正意見には反対であります。

丁野幹事 今後最高裁判所の権威は民事、刑事、行政を通じて違憲問題に關しても国民の具体的な権限を決め、公益を保護するを以て成立つものでありますから、違憲問題も具体的裁判問題を以て痛切に終るもので最高裁判所の裁判官は民事、刑事、行政を通じて、その様な力のある者でなければ実質上権威を失墜することになります、従つて素人の裁判官を登用するとすれば専門の裁判官の数を増加する必要があるものと思ひます。

田多井委員 裁判官の十五名の内、十名は専門家で、五人が一般素人ですが、十名の内にも専門判事以外の単に法律学の教師である大学教授が入ることになりますと、専門判事の数は少なくなり如何なる裁判ができるかと不安を感じますので、大学教授は五人の一般素人の組に入れて頂くことを希望します。

三野委員 下級裁判所判事の任用については、嚴重なる資格が論じられていますが、最

高裁判所判事については、一定資格の有無の別があるのみで、不思議であり、運用上困難に思はれます。内閣と對等の最高裁判所判事を内閣で任命するのでありますから詮考委員会を設け、委員会の具状により總理大臣が任命することにしては如何でありますか。

牧野委員 大学教授とか、行政官（一般素人）が裁判に堪能でないとは云い難いと思ひます。「アメリカ」の例でも「ヒエーズ」がどうか「スイツチ」がどうかという様な場合専門の裁判官に解りますか、行政官でも行政裁判所長官、評定官も居りますので、一概にいい切れなと思います。

長谷川委員 長官は行政官、実業家出身者では困りますので、裁判官出身で、大法曹として国民の信頼できる人物を望みます。

正木幹事 裁判官には非常識の者が多いので、この点は戦争中の判決結果から見ても明らかであり、日本最高の文化を維持して行くにも、裁判官以外の常識豊かな人材を広く外部から登用して頂きたいと思ひます。

奥野委員 最初は裁判官の数を少数にし、広く一流の人材を得るため資格の規定を設けぬ様にとの意見もありましたが、重要な法律問題を扱うので、一應資格を必要とし、

専門の裁判官を三分の二、然らざる者を三分の一とし、広く高邁な者をというのでこの案ができたのであります。年令の点も起案当時は長官と普通の裁判官を区別する必要なしのことで一律に定めたのですが、長官は内閣総理大臣と同一に親任されることになり、最近長官の年令については普通の裁判官より延長するのが相当との意見もでてまいりました。

三野委員 年令の点は弾力性ある規定が必要です。長官の定年は七十五才位が適當だと思います。

佐藤(博)委員 長官の定年は七十五才を希望します。

宮城委員 裁判官が非常識との御意見がありました。裁判官としては総てのことを知る様に非常に努力しています。専門事項につきその専門家とは多少相違するのでしょうが普通の人とは太刀打できぬと思います。裁判官十五人の内素人五人任用することは反対であります。裁判官が今迄正義を守り正当の裁判をしてきたことは社会一般に御評し頂けると思っております。この正義を守ること司法官の正義と素人の正義では相当開きがあると思います。

梶田主査 定員につきましては、権限の項で決めることに致しますか。任用資格につ

ては大分御意見がありますが修正致しますか。

有馬委員 この前の委員会において、大体意見が一致し細いことは起草委員に一任して立案して貰ったのでありますからこの儘で最高裁判所でも五人位素人の裁判官を入れても差支ないのではありませんか。私は原案通りにして頂きたいと思ひます。

佐藤(博)委員 (一)の大学教授任用の規定を削除して頂きたいと思ひます。

坂野委員 右修正意見反対であります。

梶田主査 (二)の大学教授の任用規定については、大分修正意見がありますから評決致します。修正意見の委員には挙手して頂きます。

五鬼上幹事 大阪より上京された、小谷、松本両委員は評決に加はることができますか。

梶田主査 議事規則によりますと評決には加はれんと思はれます。

小谷委員 大阪から参りますときは評決に加はれるつもりで参り現に昨日は才三小委員会では評決に加えて頂きました。

谷村委員 大阪より上京されました小谷、松本両委員には当小委員会所属になつて頂くことになつていますから評決に加はつて頂きます。

梶田主査 修正意見の委員には挙手願ひます。

挙手委員 宮城、長谷川、田多井、佐藤(博)、三野、堀、鎌田、小谷、以上八名(主査及び才一小委員会以外の委員を除き出席委員十八名)

少数意見ですら原案通りと決定致します。

原委員 定年制に関する憲法の立前は高等裁判所の長たる裁判官という解けであり、長官も裁判官の一人であるから特に長官たるという身分と裁判官という身分を合立している、又親任せられる点からも延長するのは恐れ多いと思はれるので、長官と普通裁判官との定年を区別する理田はないと思います。

小林幹事 定年について私の調べました点を御参考に申します。定年制が「オーストラリア」になし、「ニュージーランド」七十才、「カナダ」七十五才、「カンビク」七十二才であります。裁判官は仕事の性質上知的にて種々経験の問題もあり、行政官とは違います。行政官は体力的の仕事にて体力は年と共に衰えるので、定年が必要であります。裁判官の定年は行政官より延長すべきものと考えます。然し又、余り老年になると社会の理想がつかみ切れなくなると困りますので、この点を考慮すべきと思います。

「イギリス」では一九二二年に行政官及び大学教授の定年を六十五才と定めてあり

ます。体力的に見て日本人は「イギリス」人より劣ります。尙検事の定年は右の趣旨により裁判官の定年より短いのが適当と思はれます。

谷村委員 原委員より長官の定年につき御意見がありました。改正憲法才七十五条には初め草案では年令七十才に達した時退官する旨の規定がありましたが、定年制を憲法で規定すると改正の不便があり、且つ長官には一般裁判官と差を設けるとの二つの理由で内閣に交渉し内閣でも関係方面の折衝を得てこれを了とせられ、草案が變つて現在の様になりました。どうかこの点を御考慮の上御検討願います。

梶田主査 定年制については大分御意見がありますから次の三項目に分ち評決致します。

一、原案通り

二、原案を原則とし才一回に限り経過的に長官を七十五才とすること。

三、長官を七十五才、他の裁判官七十才。

才一案賛成者 六名(主査及び才一小委員会所属以外の委員を除き)
出席委員十八名

才二案賛成者 一名(三野委員)

才三案賛成者 九名(谷村、奥野、河田、白銀、佐藤祥、牧野、長谷川、堀、鎌田
各委員)

右評決により才三案を決定致します。

次は四報酬に移ります。この規定の設け方ですが、構成法中に置くか、又は金額のみ別の法律に譲るかですが、御意見承ります。(別案も御検討の上)

兼子委員 立案の趣旨は、金額については別の法律で定め構成法にはその金額を別の法律で規定する旨規定を置く考えであります。

奥野委員 兼子委員の説に賛成です。そして規定の趣旨は別案の総理大臣、国務大臣の待遇より下ることを得ないということ。

小林幹事 別の法律で決めることは、地位が上らないと思いますから止めて頂きたいと思ひます。

梶田主査 余り御意見ありませんから兼子、奥野両委員の御意見の様に決定致します。

(異議なし)

(四)地位に移ります。奥野委員説明願います。

奥野委員 改正憲法によりますと、総理大臣、最高裁判所長官は陛下の親任となり、他の裁判官は国務大臣級とすることになると思ひます。

内藤幹事 一般の裁判官は国務大臣級ということの規定しては如何でありますか。

牧野委員 内藤幹事の意見に賛成。

梶田主査 地位は、長官を総理大臣、その他の裁判官は国務大臣と同様としその旨の規定を設け決定します。(異議なし)

三裁判管轄に移ります。各事項につき御意見承ります。

宮城委員 (一)の抗告事件は理由さえあれば一つの事件で五回でも六回でもやれるのでありますか。

兼子委員 破棄自判ということもあると思はれますし、才二案で事実を確立させてやるのであります。そしてこれは原則として決定事件であります。但し違憲問題及びその前提の裁判はこの限りではありません。

梶田主査 (四)について兼子委員説明願います。

兼子委員 今はつきり予定していない事件で将来を予想して包括できる様にと思ひ設けたのであります。刑事の非常上告の場合等これに入ると思ひます。

内藤幹事 刑事の非常上告を入れますのでは「その他特別法」を「その他の法律」と修正しては如何でありますか。

梶田主査 唯今(四)につき内藤幹事より修正意見がでしたが御意見ありますか。(修正

賛成異議なし)

御異議ありませんから修正致します。

三審理及び裁判に移ります。

三野委員 小法廷の全員一致の原則を多数決主義に変更を望みます、尙大法廷の場合も同じに考えます。

兼子委員 小法廷の全員一致の原則につき御意見がありました、三人の裁判官で審理する根本趣旨は現在の部と違い全部一体となつて審理する、三人の意見が一致した場合に審理できるので、三人が全体を代表していますので、従来の部と非常に趣きを異にします。

小林幹事 兼子委員の御意見では原則として十五名でなければ裁所できぬとのことですが、改正憲法才七十五条の解釈からしますと如何かと思はれます。

梶田主査 全部大法廷では消化できぬから小法廷という意味ではありませんか。

三野委員 大法廷、小法廷何れで裁判するのも多数決で自由に決められる様修正意見であります。

内藤幹事 唯今三野委員の御意見では、前の判例を変更する場合も三人で裁判できるの

でありますか。

三野委員 その場合は含みません。所謂いの但書の規定は包含しません。

牧野委員 いの判断に於て一致し「且大法廷」云々の「且以下」は但書に規定しては如何でありますか。

長谷川、田多井、三野、堀、鎌田、各委員(五名)但書に規定することは賛成です。

長谷川委員 三野委員の修正意見については、素人の裁判官も加はるのであり、従来より裁判が簡略になる虞れがありますので反対であります。

鎌田委員 原案賛成加へて小法廷の構成員を五人として頂きたいと思ひます。

梶田主査 小法廷の構成員が五人となりますと事件の吐き方が問題と思はれます。

若干御意見もありましたが小法廷については原案通り決定致したいと思ひますが御異議ありませんか。(異議なし)

御異議ありませんから原案通り決定致します。

小林幹事 大法廷の(二)内の合議制を前提として申します。

合議でなく裁判官各自が法廷で裁判し能力責任を明らかにして頂きたいと思ひます。日本の立直しは司法権が基となりますので、その趣旨でも最高裁判所は合議制を廃

し各自裁判すべきと思います。従つて字句は「最高裁判所の裁判官は各自公開の法廷で裁判の言渡を為すことを要す」と(一)内を修正せられたいのであります。

田多井委員 修正意見に賛成です。

栗林幹事 証拠調が除かれるので修正意見に賛成です。

内藤幹事 起草委員でも意見がでしたが修正すると広範囲に訴訟法の改正が必要になりますので今は間に合はないと思いますので後日の問題として現在は今の儘に置いて頂きたいと思ひます。

小林、栗林幹事 それは本末顛倒であります。

牧野委員 小林幹事の意見には賛成ですが字句の現し方ですね。

小谷委員 大法院の場合台議をせないとの御意見なるも、例えば十人の意見が一致しない場合はどうなりますか、王文についてのみか、従つて修正意見には反対であります。

梶田主査 小林幹事から修正希望があつたと致しておきます。

小林幹事 決を取つて頂きます。

梶田主査 幹事としての御意見ですから。

田多井委員 私が小林幹事に代り修正意見を提案します。

(一)内を「最高裁判所の裁判官は各自公開の法廷に於て判決の言渡を為すことを要す」と修正願ひます。

梶田主査 唯今、田多井委員提案にかかる修正意見につき評決致します。修正意見に賛成者は挙手願ひます。

挙手委員 牧野、長谷川、田多井、松本、小谷、梶田各委員六名ですから小教意見です。

細野委員 判決に判事の意見を附記することにつき種々御意見がありますが、これが改革の重要なもので、誰もが嫌い又裁判官の嫌はれる点でありますので、簡単には行きませんから、明日の会議に続行を願ひ今一度、研究の上決定して頂きたいと思ひます。(多数賛成)

梶田主査 本問は一応明日の会議迄留保致します。

(四)裁判官会議を一括議題とします。

多数委員 異議なし。

御意見ありませんから原案通り決定致します。

其附屬機關を一括議題とします。

三野委員 内会計の点はどうなりますか。

兼子委員 会計に関する根本問題は才五その他の事項の司法部全般の会計の項で論じて頂きます。

小谷委員 二(1)の「裁判官」を削つて頂きます。国務大臣級の者を修養するということがなくなりますので削除願いたいのであります。

兼子委員 この裁判官は下級裁判所の裁判官を指すのであります。

小谷委員 事務局長を事務局長官とし裁判官(親任官)と同官とする様修正願います。

長谷川委員 司法省存置の立前からいけば原案通り廃止するとなれば親任官の長官が必要だと思います。

小谷委員 司法省存置問題を切離しても事務局長官は親任官として頂きたいと思ひます。田多井委員 存置問題が根本ですが検察庁の時と一緒に決定することにしては如何ですか。

梶田王査 事務局長の件については一応留保して置きたいと思ひますが御意見ありますか。(異議なし)

附屬機關についてはこの程度で御意見のありました点を考慮致しまして、原案通り決定致しますが御意見ありませんか。(異議なし)

御異議ありませんから決定致します。

次は、名称を議題と致します。

三野委員 原案を適当と考えます。

兼子委員 副長官について一寸説明致します。初め長官一人を考えましたが、事務局という点で司法行政の運営上副長官を設けた方が便利と思ひ立案致しましたのであります。

小谷委員 事務局に親任官の長官を置きますれば副長官を設け、重大な職務を持つ裁判官の手續を煩す必要はないと思はれます。副長官を設けますと裁判官が行政官の様にありますので副長官は留保願いたいと思ひます。

田多井委員 留保を希望します。

梶田王査 副長官については留保とし御異議ありませんか。(異議なし)

御異議ありませんから留保致します。

向名称については別に御意見ありませんから原案通り決定致します。(異議なし)

以上を以て最高裁判所に関する審議を終了することとし他は明八月八日午後一時より御審議を願うこととして散会致します。
午後五時四十五分散会

出席者

兼	宮	白	坂	佐	佐	奥	谷	梶
子	沢	銀	野	藤	藤	野	村	田
委	委	委	委	(祥)委	(藤)委	委	委	主
員	員	員	員	員	員	員	員	査

小	長	堀	三	宮	沢	鯨	田	牧
谷	谷	川	野	城	田	田	井	野
委	委	委	委	委	委	委	委	委
員	員	員	員	員	員	員	員	員

特別参列

畔	田	河	五	鮫	国	中	丸	根	原	有	福	細	松
上	中	本	鬼	島	宗	西		本		馬	井	野	本
幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	委	委	委	委	委
事	事	事	事	事	事	事	事	事	員	員	員	員	員

栗	岡	山	川	嶋	位	団	正	小	栗	野	内	小	赤	堀
本	田	本	島	沢	野	藤	木	林	林	木	藤	沢	木	野
幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事

新	丁	椎	熊	北	服	野	藤
谷	野	野	野	川	部	口	浪
幹	幹	幹	幹	書	書	書	書
學	學	學	學	記	記	記	記

○昭和二十一年八月八日開催司法法制審議会

才十二回才一小委員會議事要録 於司法省會議室

(出席者) 別紙記載の通り

午後一時四十分開会

梶田主査 昨日に引続き、裁判所法案要綱(案)の御答議を願います。先づ昨日留保の最高裁判所の大法廷の(二)内につき御意見を伺います。

田多井委員 右大法廷の(二)を「裁判官は各自評議における意見を判決書に明確に表示するものとする」と修正するが適当だと思います。

兼子委員 右田多井委員御意見の通り修正すれば、次の内は不要になると思います。

梶田主査 右田多井委員及び兼子委員の御意見に異議ありませんか。(異議発言者なし)
別に異議もないようですから、右両御意見の通り修正して起草して貰うことに致します。

次に才三高等裁判所の部を一括議題に供します。

(書記右高等裁判所の部朗読)

小谷委員 長官の定年は七十才にするが適当だと思います。

長谷川委員 高等裁判所の長官は、勿論裁判事務も行うべきであります但し主として部下統督の任に当るのでありますから、その定年は小谷委員御意見の通り七十才にするが適当だと思います。

梶田主査 右御意見に異議ありませんか。(賛成と呼ぶ者多し)

各位御賛成のようですから、小谷委員御意見の通り修正することに致します。

久保委員 裁判官の任用資格の中に、特許事件を取扱はせる為め、弁理士の職にあつた者を加えて貰いたいと思います。

梶田委員 特許事件の審判官に弁理士を採用した事例がありますか。

久保委員 従来は左様な実例はありません。

田多井委員 弁理士を裁判官の有資格者とすることには賛成できません。

樋田王査 久保委員の御意見に賛成の方は挙手を願います。(他に挙手するものなし)

御賛成者がないうですから原案通りと致します。

三野委員 裁判官の任用資格の中、簡易裁判所の裁判官の職にあつた者の在職期間五年を十年に延長し、(2)の行政官から任用する案は削除するが適当だと思います。そして現在の行政裁判所評定官については経過的の規定を設ければよいと思います。従来の事例に倣しても司法官に於て行政関係の事件を立派に取扱つており、憲法改正案も従来司法裁判所で行政事件を取扱うことができるという見地から立案してあると思います。

長谷川委員 右御意見に賛成であります。十年も行政官をしていた者に完全な裁判事務を期待することは困難であり、司法官でどうしても判らぬ専門的な点は鑑定事項とすればやつて行けると思います。

小谷委員 特任の一級官、二級官の行政官も有資格者とする趣旨でありますか、また行政官から任用した者は特に行政事件のみを取扱うことを法文化する考えでありますか。

兼子委員 特任の行政官も技術方面で任用してもよいと考えております。また行政官から任用した者の取扱事件について別に法文化する考えはありませんが、事實上事務分配の上で、行政事件を取扱う部の三人か五人の構成員中一人か二人かをこの行政官出身者にするにしようと思つております。

小谷委員 行政訴訟事件に行政官出身者を当らせることは、却つて国民の権利を擁護するに害あつて益なしと思はれますので、三野委員の削除説に賛成であります。

吉田委員 従来の司法官だけで十分に行政事件を取扱つて行けると思ひます。司法官から行政裁判所評定官に転じて立派な成績をあげている例も少くないのであります。左様な点からして、裁判事務に経験のない行政官を高等裁判所の裁判官に任用することは不適当だと思います。

内藤幹事 この裁判官任用資格者としての簡易裁判所裁判官在職者は、簡易裁判所の裁判官となるについて既に五年間司法事務に従事したことを要することになつてゐるのであります。

沢田委員 現在の行政裁判所評定官に、行政官から入つて好成績を挙げている例が多く、その人の能力如何により、行政官必ずしも司法官不適任とは言へないのであります。

この事は大学教授や弁護士についても同様だと思うのであります。裁判官任用の途を拡げ、各界の人材を採用して多種多様の事件を各専門に依拠して適正迅速に処理して行くことは裁判事務の向上発展に寄与するところ少くないと思うのであります。久保委員 専門技術的方面で行政官から裁判官を任用することは、裁判事務上随分便利だと思ひます。

梶田王査 三野委員の御意見の裁判官の任用資格の中簡易裁判所の裁判官の職にあつた者の在職期間五年を十年に延長すること及び行政官から任用する案を削除することに賛成の方は挙手を願ひます。(挙手少数)

御賛成が少くないようですから原案通りと致します。

宮沢委員 四 裁判官の職の(四)の(四)の「行政事件」とあるのは「事件」とした方がよくはないかと思ひます。行政官庁を相手にする事件で行政事件に該するか民事事件であるか判断の困難な事件が多くはないかと思ひます。

沢田委員 行政事件と民事事件とは全然別種なものでありますから、これは區別しておいた方がよくはないかと思ひます。

吳野委員 この点は後で行政訴訟法が出来ればこの條「行政事件」としておいてもよく

ありますから留保しておきたいと思ひます。

佐藤祥委員

裁判官の員数を法律で定むる案は削除したがよいと思ひます。

長谷川委員 今後訴訟事件は増加するでありますから、裁判官の員数を法律で限定することは窮屈と思はれます。

沢田委員 法律で定めておくがよいと思ひます。

兼子委員 高等裁判所の判事が手不足の時は、地方裁判所の判事を、転任ということにせずに応援させるようにすればよいと考えています。

梶田王査 佐藤祥委員の御意見に賛成の方は挙手を願ひます。

(挙手少数)

御賛成が少くないようですから原案通りと致します。

次に裁判官の報酬の点について御意見を伺ひます。

兼子委員 裁判官の報酬は進級制にし、その定め方は別に法律によることにしたがよくはないかと思ひます。

梶田王査 右御意見に賛成の方は挙手を願ひます。

(挙手多数)

御賛成が多いようですから、右兼子委員の御意見の通り原案を修正することに致します。

久保委員 特許事件の審理には、特にその専門の技術官から採用した裁判官を当らせるよう御留意願いたいと思います。

若しこの種事件の判決が統一を欠くようなことがあれば、産業界を混乱に陥入れ、その影響するところ甚大でありますから、特許局に於ても従来特許事件の審判には、専門の技術官を使用している次才であります。

兼子委員 右御意見については、行政事件一般について申上げたように裁判所の構成に特別の注意を払いたいと思っております。

梶田王査 三構成の(一)(裁判長の決定)は裁判所内部の規則に譲ることにし、本案より削除したが適当だと思いますが御異議ありませんか。(異議発言者なし)

別に御異議ないようですから、右の通り原案を修正することに致します。

次に才三地方裁判所の部を一括議題に供します。

(書記右地方裁判所の部全部朗読)

佐藤委員 二裁判官の別案を本案として取入れられんことを望みます。豫備判事は裁

判の実務に携はるのでありますから、将来裁判官を任用するについて、裁判の経験のない判事補助等より採用するよりも、豫備判事より採用する方が好成績を収めるのでありましょうし、特に刑事事件の増加著しき豫想に対処する為にもこの豫備判事の活用がどうしても必要になつて来ると思います。

梶田王査 右御意見に御異議ありませんか。

(異議発言者なし) 別に御異議ないようですから、右裁判官の別案を本案に加えることに致します。次に才四簡易裁判所の部を一括議題に供します。(書記右簡易裁判所の部全部朗読)

牧野委員 茲に提出しました簡易裁判所に関する私の意見を、本委員に取入れてないのは如何な理由でありましょうか。

兼子委員 右牧野委員の御意見はこの裁判所法に規定するより、訴訟法中に規定するが適当かと考えておりました。

牧野委員 私の意見はこの裁判所法中に規定するという趣旨ではなく、何等かの法規に規定することをこの要綱に掲げて置きたい趣旨であります。

梶田王査 簡易裁判所に関する牧野委員の御提案は訴訟法又は実体法の適当な個所に規

定する趣旨を本要綱に掲げるに御異議ありませんか。(異議発言者なし)

御異議ないようですから右の通り取扱うことに致します。

小谷委員 名称は簡易裁判所だと思います。

坂野委員 簡易裁判所の裁判は実質上司法裁判ではないと察せられますから、別に単行法を設けるは格別、裁判所法よりは除外すべきものと思います。

柴林幹事 簡易裁判所の規定を裁判所法中に入れることは、司法の体系を乱すことになりはせぬかと思はれます。

牧野委員 簡易裁判所を設けることには賛成であります。私は裁判所の改革は簡易裁判所より思っています。

三野委員 民事についていえば現在の区裁判所が全部地方裁判所支部になるのでありますから、これで十分に民衆の要求に副うことができ、この他に簡易裁判所を設ける必要は毫も存しないと思います。同じ手続で、同じ資格の判事が民衆に答えるのが司法の精神ではないかと考えます。

特に手続の簡易化を要するというのなら、現在の裁判所の取扱に於て左様な規定を設ければよいと思います。

刑事についても経済審判所程度のものを設ければ足るのではないかと思います。

小谷委員 簡易裁判所の制度は、特に民事事件については大いに必要があると思います。この制度によつて簡易軽便に而も具体的事案に即した解決方法をとることにより、民衆の受ける利益は大なるものがあると思います。

この制度ができた暁は、現在の弊害著しい調停制度は廃止せねばなりません。抑も調停制度は裁判官の手不足を救う為め設けられ、世界に例の少ない制度で、斯る害あつて益なき制度は、簡易裁判所の制度確立により、直ちに廃止すべきであります。

梶田主査 簡易裁判所を設くる必要なしとの御意見の方は挙手を願います。(挙手者なし)

民事につき右の必要なしとの御意見の方は挙手を願います。

(挙手一名)

簡易裁判所の制度を裁判所法中に規定するを不適當とする御意見の方は挙手を願います。(挙手三名)

原案通り簡易裁判所を設けることに御賛成の方が多ようですからこの点は原案

通りとし、次に尙簡易裁判所の内容について御意見を伺います。

坂野委員 裁判官の均衡委員会の運用については特別な注意を要すると思います。

梶田主査 他に御意見がなければ次に才其その他の事項に移ります。(書記右その他の

事項全部を朗読)

今枝委員 裁判所に属する官吏の任免は内閣でやるべきものと解されます。

鮫島幹事 貴衆両院書記官長についても同様な問題があります。

梶田主査 石の点については現在の案の程度にして置くことにします。

今枝委員 裁判所の予算を独立させた時はその実行は最高裁判所長官がやるのでありますか。

兼子委員 その見解であります。

佐藤博(博)委員 試補の修習及び考試は司法大臣の所管とするがよいと思います。

佐藤(藤)委員 右に同意見であります。

三野委員 試補の修習及び考試は最高裁判所長官の所管とすべきだと思います。

小谷委員 三野委員の御意見に賛成であります。

梶田主査 試補の実務修習及び考試を司法大臣の所管とすることに賛成の方は挙手を願

います。(挙手多数)

御賛成が多いようですから右の通り原案を修正することに致します。尙会計の点について御意見を伺います。

長谷川委員 裁判所の予算は司法省から独立さすべきだと思います。

小谷委員 右御意見に賛成であります。

田多井委員 豫算を移さねば最高裁判所を設けた趣旨がなくなると思います。

梶田主査 裁判所の豫算を司法省から独立させることに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

御賛成が多いようですから、右の通り原案を決定することに致します。

以上を以て裁判所法案要綱(案)の審議を終了することとし、他は明八月九日午前九時半より御審議を願うこととして散会致します。

午後五時十五分散会

丸	中	国	福	能	畔	塩	位	新	椎	五	河	鮫	岡	田
西	宗	原	野	上	野	木	谷	野	上	本	島	田	中	
幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	

柳	正	栗	小	要	團	栗	小	内	野	勝	川	山	北
川	木	林	林	林	本	沢	沢	沢	木	田	島	本	
幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	

北川書記

出席者

特別
参列
有

堀	三	吉	今	佐	坂	佐	佐	奥	谷	福	細	有	梶
野	田	枝	藤	野	藤	藤	野	村	井	野	馬	田	
委	委	委	委	委	委	委	委	委	委	委	委	委	
員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	

丁	根	松	小	田	長	牧	兼	宮	久	白	沢	銀
野	本	本	谷	井	川	野	子	沢	保	銀	田	田
幹	幹	委	委	委	委	委	委	委	委	委	委	委
事	事	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員

藤浪書記
服部書記
山本書記

野口書記
堀書記

○昭和二十一年八月九日開催司法法制審議會才一小委員会才十三回會議議事要録

(出席者) 別紙記載の通り

(配布書類) 米国に於ける判事弾劾制度について (調査課印刷)

(議事概要)

午前九時三十分開会

先づ検察庁法要綱全文を朗読し全部を議題に供し審議し委員幹事の間に質疑応答、意見交換あり原案修正、意見の提出あり採決により決定せられ、右の修正意見は賛成者が出席委員の過半数たりし為可決せられたり。

才八才二号を「弁護士たる資格を有する者」に修正 (長谷川委員提出)

才八才四号、才九才一項、才三号、才三項中「法律に係るある」を削除 (兼子委員提出)

才十、才十八中「公の弾劾」を削除 (兼子、三野委員提出)

才十一才二項中「参議院の承認」を削除 (坂野委員提出)

才十七、才十八につき小委員会においては「検事は不当に職務を行い又は行はざる場合には審査会の決議に罷免せられる」趣旨に決議せられおしを以て右決議の通り変更すること。 (梶田主査提出)

才十九、全部削除 (坂野委員提出)

才二十四才二項但書削除 (佐藤祥) 委員提出)

(検察廳法要綱案に関する議事については刑事局側幹事及び書記において録取、議事要録を作成すべきにつき詳細の点は省略す)

次で裁判官弾劾法案要綱案につき審議を為す。要綱案朗読。

梶田主査 意見あらば承り度。

坂野委員 三の弾劾の事由中(一)は只品位を辱めるとのみでは広きに過ぎる感あり、甚しく品位を辱しめた場合としては如何。

(坂野委員の修正意見を採決の結果全員修正に賛成、可決。)

梶田主査 二の訴追機関については、別案が掲げられておるが原案別案、何れを可とするや。

田多井委員 原案を人員二十名に限定せず且つ、弁護士を構成員に加ふるを可とする。
原案を可とするや、別案を可とするや採決の結果原案に賛成する委員十二名（多数）
にて原案通り決定。

次に裁判官国民審査法案要綱案につき審議を為す。

要綱案朗読

梶田王査 要綱全部を議題とする。意見ありや。

三野委員 三の審査前の措置中「経歴」は不要なりと思考す。削除しては如何。

（三野委員の右修正意見を採決したる結果削除を可とする者八名（過半数）にして、
削除に決定。

梶田王査 一の（三）投票の方式には別案が掲げられておるが原案別案何れを可とするや。

（採決の結果全員原案を可とする意見にして原案通りと決定）

前回会議において決定を留保せられおりし最高裁判所の副長官設置の可否の点を本席
にて決定致し履し。

坂野委員 小谷委員の意見に賛成す。即ち、副長官は設けざるを可とする。

（採決の結果副長官を設けざるを可とする者十四名（多数）にて原案中より「副長
官」と削除することに決定。

午後十二時十五分散会

出席者

才一小委員会（構成法檢察庁法関係）

委員（順序不同）

谷村唯一郎	堀田忠嗣
奥村健一	長谷川太一郎
佐藤藤一	小谷幸一
主査 梶田年	幹事（順序不同）
佐藤祥樹	根本松男
坂野千里	国宗榮
佐藤博	鮫島真男
白銀朝一	五鬼上堅磐
兼子一	河本喜与之
田多井四郎治	畔上英治
沢田竹治郎	塩野宣慶
三野昌治	赤木暁

岡	福	小	栗	勝	野	内
田	原	林	杯	田	木	藤
	忠	一	敏	成	新	頼
聰	男	郎	天	治	一	博

藤	北	熊	椎
浪	川	野	野
書	書	幹	幸
記	記	事	雄

○昭和二十一年九月九日開催司法法制審議会才十四回才一小委員会議事要録 於司法省会議室

(席上配布書類)

- 一、裁判所法案要綱
- 一、裁判官国民審査法案要綱
- 一、裁判官弾劾法案要綱

一、行政事件に適用する民事訴訟法の特例に関する法律案要綱

一、検察庁法案要綱案

(出席者) 別紙記載の通り

午後一時五十分開会

榎田主査 当小委員会担任法案要綱につき前回の総会における審議経過を報告した上、右総会における修正決議に基き本日細手許に配布の各法案要綱の通り、起草委員において、条文化に便利な体裁で一応要綱の整理をしました。これは従来決議された要綱全部を掲げてないので、次回総会に提出する答申案としては、前回の総会で修正議決せられた要綱を提出することとして差支えありませんか。

(異議発言者なし)

別に御異議もないようでありますから右の通り取扱うこととし、尚この答申案につき御意見があれば伺うことに致します。

小谷委員 大阪弁護士会の意見であります。裁判所法案要綱中簡易裁判所の裁判官の任用資格(乙)の(備考)で、「弁護士会長」を「地方検察庁の長官」の次に掲げることにし、高等試験を経ないで副検事から検事に任用された者が判事や弁護士になること

とはできないものとして貰いたいと思います。

鎌田委員 詮衡副検事についての右御意見については、東京弁護士会においても同意見であります。

三野委員 会計検査院の判決及び間接国税犯則処分については、裁判所に不服の申立を許すことにせねば改正憲法案に副はないと思います。

桂田主査 会計検査院の判決は単なる処分でありますから、裁判所に不服申立の途を拓くことに考慮中であります。

間接国税犯則処分に關しても裁判所へ不服申立の途を拓くよう臨時法制調査会才四部会へ連絡することにします。

本日はこれにて散会することに致します。

午後四時散会

出席者

特別参列

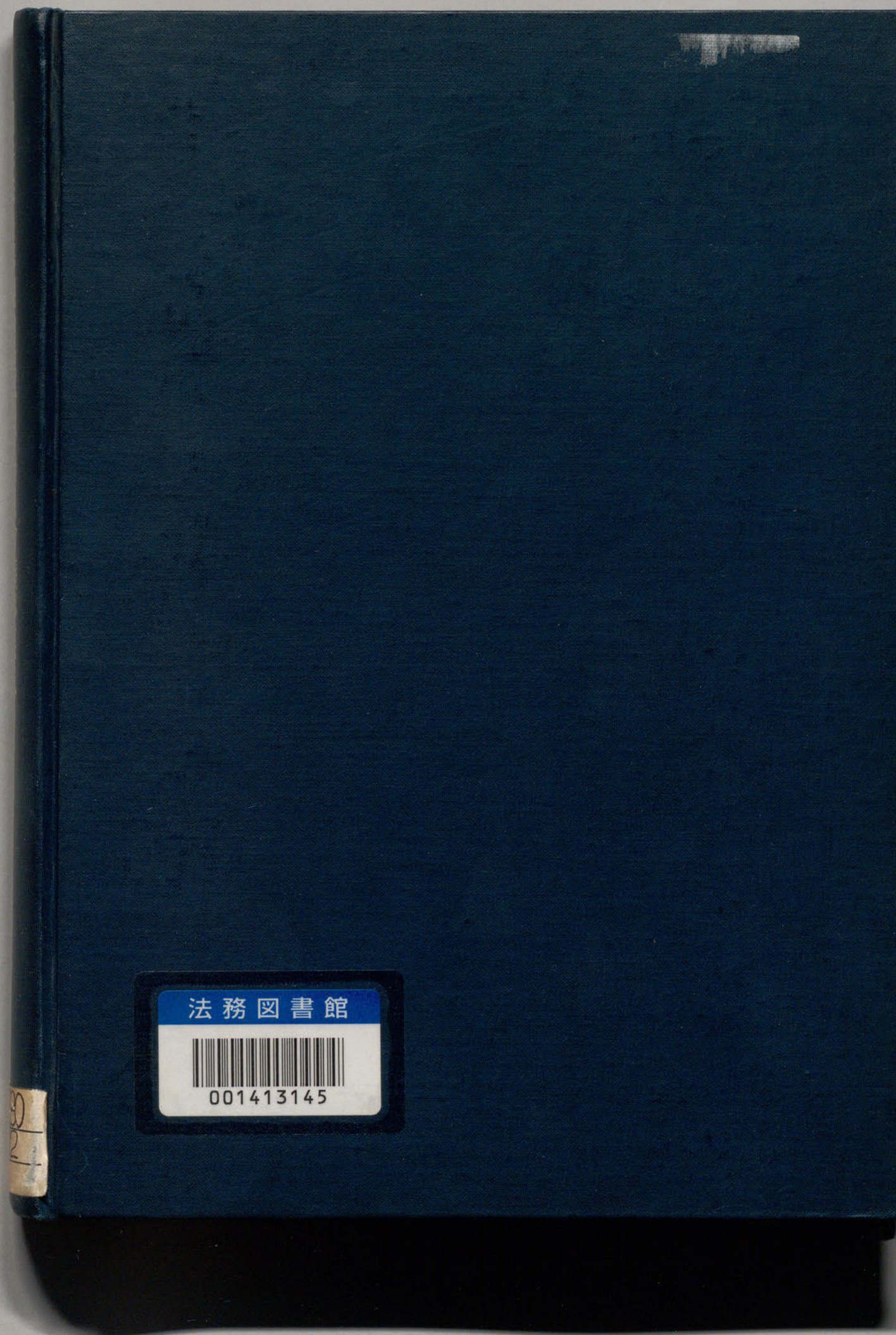
小	堀	三	今	佐	坂	佐	佐	奥	谷	福	有	細	梶
谷		野	枝	藤	野	藤	藤	野	村	井	馬	野	田
委	委	委	委	委	委	委	委	委	委	委	委	委	主
員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	査
田	河	五		長	田	兼	末	宮	久	白	沢	綿	松
中	本	鬼		谷	中	子	延	城	保	銀	田	田	本
幹	幹	上		川	委	委	委	委	委	委	委	委	委
事	事	幹		員	員	員	員	員	員	員	員	員	員

新	位	堀	呼	那	福	国	中	岡	丸	丁	正	小	栗	赤
野														
谷	木	野	上	野	原	宗	西	咲		野	木	林	林	木
幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹	幹
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事

野	服	山	藤	山	川	勝	内	栗
口	部	本	浪	本	島	田	藤	本
書	書	書	書	(清)	幹	幹	幹	幹
記	記	記	記	幹	事	事	事	事

(以上)





法務図書館



001413145

21